新型コロナウイルス感染症に係る 予防接種の実施に関する手引き (6.1版)

第1章	総論	. 14
1	趣旨及び内容	. 14
(1)	目的	. 14
(2)	位置づけ	. 14
2	全体の枠組み	. 14
第2章	接種類型等	. 16
1	接種類型	. 16
2	対象者	. 16
(1)	対象者の範囲	. 16
(2)	接種順位	. 17
3	実施期間	. 23
4	主な関係者及び役割	. 24
(1)	国の主な役割	. 24
(2)	都道府県の主な役割	. 25
(3)	市町村の主な役割	. 26
(4)	医療機関等の主な役割	. 27
(5)	高齢者施設等の主な役割	. 27
(6)	職域接種を行う企業や大学等の主な役割	. 27
(7)	新型コロナワクチン製造販売業者等の主な役割	. 27
(8)	卸業者等の主な役割	. 27
5	新型コロナワクチンの概要	. 27
第3章	事前準備	. 29
1	予防接種実施計画等	. 29
(1)	概要	. 29
(2)	実施計画等策定の要点	. 29
(3)	留意事項	. 29
2	自治体における実施体制の確保	. 30
(1)	人員体制の確保	. 30
(2)	相談体制の確保	31
3	接種実施医療機関等の確保	31
(1)	概要	31
(2)	接種実施医療機関等に求められる体制	31
(3)	医療機関以外で接種を行う場合	. 32
(4)	1、2回目接種において接種順位の上位となる医療従事者等への接種を	·行
	う医療機関等の確保	. 38
(5)	高齢者施設に係る接種体制の確保	39

(6)	1、2回目接種における基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者	
	(以下「基礎疾患を有する者等」という。) への接種体制の確保	40
(7)	基礎疾患を有する者が入所している施設等に係る接種体制の確保	41
(8)	接種体制構築に係る市町村間の連携	42
(9)	1、2回目接種における職域接種に係る接種体制の確保	42
(10)	妊娠中の者等への接種体制の確保	44
(11)	武田/モデルナ社ワクチンの接種予約をしている 10 代及び 20 代の男性	^
	の対応等	44
(12)	交互接種への対応	45
4	集合契約	45
(1)	概要	45
(2)	集合契約の手順	46
(3)	集合契約の相手方	47
(4)	集合契約の内容	48
5	新型コロナワクチン等の流通	50
(1)	概要	50
(2)	地域担当卸の選定	50
(3)	ワクチン等の割り当て	53
(4)	超低温冷凍庫等	53
(5)	ワクチン等に付属する物品	55
6	印刷物(接種券、予診票、案内等)の準備	55
(1)	概要	55
(2)	1、2回目接種に係る様式	55
(3)	接種券等の印刷及び封入封緘について	64
(4)	接種券の段階的な発送について	65
(5)	1、2回目接種における接種順位が上位の医療従事者等に係る接種券付	き
	予診票の印刷	68
(6)	1、2回目接種における高齢者施設等の従事者に係る証明書等の印刷	71
(7)	予診票の印刷に係る準備	72
(8)	予診票の配付	73
7	費用請求支払	73
(1)	概要	73
(2)	集合契約の手順	73
(3)	集合契約の内容	74
(4)	契約に関する留意事項	74
8	住民への情報提供	74

(1)	基礎疾患を有する者74
(2)	障害者等74
(3)	ホームレス等75
(4)	在留外国人76
第4章	接種の流れ 78
1	対象者への周知・啓発78
2	新型コロナワクチン等の流通78
(1)	都道府県が行う割り当て78
(2)	市町村が行う割り当て78
(3)	地域担当卸による流通78
(4)	1、2回目接種における接種順位の上位となる医療従事者等への接種に係
	る流通 79
(5)	ワクチンの移送に関する温度の要件等79
(6)	ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンを別の接種施設へ融
	通する場合の留意事項84
3	接種を実施する段階における注意85
(1)	接種不適当者及び予防接種要注意者85
(2)	対象者の本人確認86
(3)	副反応等に関する説明及び同意87
(4)	接種歴の確認87
(5)	接種液
(6)	貯蔵方法等88
(7)	接種時の注意88
(8)	同一医療機関において複数種類の新型コロナワクチンを取り扱う際の留意
	点 89
(9)	市町村が特設会場を設ける場合の接種90
(10) 在宅療養患者等への接種91
(11) 海外で新型コロナワクチン接種を受けた者への接種91
(12) 他の予防接種との関係 92
(13) 接種を受ける努力義務の取扱い92
(14) 16 歳未満の予防接種等92
(15) 予診
(16) 予診票 95
(17) 実費徴収96
(18) 接種後の経過観察96
(19) ワクチンの余剰が発生した場合

4	市町村に対する申請97
(1)	やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種97
(2)	接種券の再発行100
5	費用請求支払事務103
(1)	被接種者が住民票所在地に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合
(2)	被接種者が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場
	合104
(3)	過誤調整
6	個別接種促進のための追加支援策及び職域接種における支援策107
7	接種を希望する対象者への2回目接種が概ね終了した市町村における留意点
8	接種記録等108
(1)	実施状況の保管108
(2)	保存年限等108
(3)	予防接種の実施の報告109
9	予防接種証明書
(1)	概要 109
(2)	窓口における申請109
(3)	郵便等による申請111
(4)	電子情報処理組織による申請((5)の新型コロナワクチン接種証明書ア
	プリに係るものを除く。)112
(5)	新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付を行う場
	合 112
1 0	間違い接種113
1 1	副反応疑い報告114
第5章	追加接種 115
1	追加接種の枠組み115
(1)	概要 115
(2)	実施期間115
(3)	対象者115
(4)	接種間隔116
(5)	ワクチンの種類117
2	事前準備117
(1)	予防接種実施計画等117
(2)	追加接種の実施体制の確保117

(3)	集合契約119
(4)	新型コロナワクチン等の流通119
(5)	印刷物(接種券、予診票、案内等)の準備119
(6)	住民への情報提供132
(7)	費用請求支払132
3	追加接種の流れ133
(1)	対象者への周知・啓発133
(2)	追加接種用の新型コロナワクチン等の流通133
(3)	接種を実施する際の注意点133
(4)	市町村に対する申請133
(5)	費用請求支払事務136
(6)	追加支援策136
(7)	その他136
第6章	救済137
1	予防接種法に基づく健康被害救済137
(1)	救済制度について137
(2)	給付手続の流れ137
(3)	相談・請求窓口138
(4)	給付の種類138
(5)	請求に必要な書類144
(6)	予防接種健康被害調査委員会による調査147
(7)	審査会による審査、認定通知147
第7章	ワクチン各論148
1	初回接種(1、2回目接種)148
(1)	ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SAR
	$S-C \circ V-2)$
(2)	武田/モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS
	$-C \circ V - 2)$
(3)	コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えサルア
	デノウイルスベクター)152
(4)	交互接種155
2	追加接種156
(1)	ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—C
	o V-2)
(2)	武田/モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS
	$-C \circ V - 2$)

改版履歴	発出日	改訂内容
初版	令和2年12月17日	初版
1.1版	令和3年1月15日	接種順位について追記 接種実施医療機関等に求められる体制について追記 集合契約について追記 その他所要の改訂
1.2版	令和3年2月9日	高齢者施設の接種について追記 住所地外接種について追記 接種券再発行手続について追記 予診票について追記 費用請求方法について追記 その他所要の改訂
2版	令和3年2月16日	実施期間について追記接種を実施する段階における注意について追記費用請求支払について追記健康被害救済について追記 では、ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)について追記 その他所要の改訂
2.1版	令和3年3月12日	居宅サービス等について追記 ワクチンの移送について追記 地方公共団体が設ける診療所について追記 接種体制構築に係る市町村間の連携について追記 接種券について追記 住所地外接種について追記
2.2版	令和3年4月15日	第2章2 (1) 図2更新 第2章2 (2) 表1 ・基礎疾患を有する者に、重い精神疾患や知的障害を追記 ・表の※に、外交上の特別の事情がある場合の予防接種について追記 第2章5図3更新 第3章1 (2) イ ・表中の基礎疾患を有する者の総人口に占める割合を更新 第3章3 (2) ア ・接種実施医療機関等の類型について、現時点の考え方に整理 第3章3 (2) イ ・医療機関向け手引きと整合性を図った記載に修正 第3章3 (3) カ ・アナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について追記 第3章6 (4) ・成年後見人等による接種券の受け取りに関する留意点を追記 第3章7 (4) ・委託事務手数料の価格改定の可能性について追記 第4章1 ・情報提供資材の紹介 第4章2 (3) ・ワクチンの移送に当たり留意することを整理し追記 第4章2 (5) ・VーSYSへの正確な情報登録の必要性を追記 第4章3 (2) ・高齢者施設等従事者や基礎疾患を有する者の確認について追記 第4章4 (1) ・住所地外接種者に、副反応リスクが高い等により体制の整った医療機関での接受する場合、市町村外からの往診により在宅で接種を受ける場合等を追記 第4章4 (2) ウ ・※にDV被害者等の場合の注意事項を追記 第4章7 ・間違い接種の場合の取扱について追記 第4章7 ・間違い接種の場合の取扱について追記 第4章7 ・間違い接種の場合の取扱について追記

		・即時型アレルギー反応の場合における予防接種健康被害調査
		・ 即時至アレルイー 反応の場合におりる 子別接種健康被告調査 委員会の省略について記載
3版	令和3年5月31日	第2章2(1)図2更新
		第2章2(2)表1 ・「60~64歳の者」及び「上記以外の者」並びに※について追 記修正
		・オリンピック・パラリンピック選手団への接種及び厚生労働 科学研究として実施される調査に係る接種について追記
		第2章2(2)表2 ・項目4の2の※について追記修正
		第2章3 ・高齢者の次の接種順位の者について追記
		第2章5 ・追加契約分も含めたワクチン供給量に修正 第2章5図3更新
		第3章1 (3) ・歯科医師が接種を行う場合の研修について追記 第3章3 (2)
		・熱中症予防対策について追記 第3章3(2)イ
		・サテライト型接種施設の留意事項を、第6章1に移動し、記 載内容を一部修正
		第3章3(3)エ ・医療従事者の確保が困難な場合について追記 第3章3(6)
		・基礎疾患を有する者等への接種開始等の考え方を記載 第3章3(7)
		・自立支援センターやシェルター入所者の接種について追記 第3章4(4)イ
		・時間外・休日加算について追記 第3章5(4)
		・ドライアイス供給に関する記載削除 ・超低温冷凍庫等の適切な管理について追記
		第3章6(2)ア ・接種券の印字内容及び接種券(予診のみ)の印字内容の※に 留意事項を追記
		第3章6(3) ・対象者が12歳以上になったことに伴い記載修正
		第3章6(4) ・表中項目3「それ以外の者」について、標準的な接種券の送
		付について記載 第3章6(5)ウ
		・新たに医療従事者等になる者の取扱い等について追記 第3章8
		・(1) に基礎疾患を有する者への情報提供について記載・(2) の障害者等への情報提供について追記・(3) にホームレス等への情報提供について記載
		第4章2 (5) 図8更新 第4章2 (5)
		・ファイザー社ワクチンの冷蔵(2~8℃)保管期間が1か月 になることに伴い修正
		第4章3(2) ・基礎疾患を有する者の本人確認について追記
		第4章3(3) ・認知症の高齢者等の意思確認について記載
		第4章3(8) ・接種の担当者に歯科医師を追記
ı		第4章3(12) ・オンライン診療について脚注に追記 ・ポリエチレングリコールやポリソルベートについて追記
		・通常起こりうる副反応の説明、高齢者や基礎疾患を有する者 への予診時の留意点について追記
		第4章3(13)図9更新 第4章3(16)
		・ワクチンの余剰が発生した場合の対応を追記・修正

-		
		第4章4(1) イ及びウ(エ) ・住所地外接種者に、通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合、大規模接種会場の場合を追記第4章4(2)ウ・※にホームレス等に対する対応を追記第4章5(2) イ・口座届出書の取扱いについて追記第4章5(3) イ(イ)
		・※を意図がわかりやすくなるよう修正 第4章6(3)ア ・医療機関における予診票の控えの取扱いについてわかりやす くなるよう修正
		第6章1(1) ・対象者を12歳以上に変更 第6章1(9) ・第3章3(2)イから移動 第6章2
		・武田/モデルナ社ワクチンについて記載
3.1版	令和3年6月4日	第2章2(1)図2更新 第2章2(2)表1、第3章1(2)イ、第3章3(6) ・60~64歳の者に関する記載削除 ・「上記以外の者」の年齢による接種時期細分化に関する記載削
		除 第2章3 ・高齢者の次の接種順位の者について修正 第2章4(6) ・職域接種を行う場合における企業や大学等の主な役割につい
		て追記 第3章3(3)エ、第4章3(8) ・接種体制の構築にあたっての留意点について追記 ・臨床検査技師及び救急救命士による接種について脚注を追記 第4章3(9)
		 ・在宅療養患者等への接種について追記 第4章3 (12) ・わかりやすい表現に修正 第4章4 (1) イ
		・やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる者に「職域接種を受ける場合」を追記 第4章4(1)ウ③(エ)
		・市町村への届出を省略することができる場合に「職域接種を受ける場合」を追記第4章4(2)ウ④・※にVRSによる住民票所在地変更前の接種状況の確認につ
		いて追記 第5章1(2) ・健康被害調査委員会の合同開催及び都道府県への委任につい て追記
3.2版	令和3年7月2日	第2章1 ・職域接種の位置づけについて脚注に追記 第2章2(1)図2更新 第2章4(6)
		・職域接種に係る接種の体制の確保を、第3章3(9)に移動し、記載内容を一部修正 第3章1(3)、第3章3(3)エ、第4章3(8) ・臨床検査技師及び救急救命士の研修について追記
		第3章3(2) ・接種実施会場における熱中症対策について脚注を追記 第3章3(3)ア ・避難所とワクチン接種会場が重複した場合について脚注を追
		記 第3章3(3)エ ・日本医師会が運営する新型コロナワクチン接種人材確保相談 窓口について追記 第3章3(3)カ

_		
		・使用済みの注射針等の廃棄時の留意点について※を追記第3章3(3)ク
		・ワクチン接種に伴い排出される廃棄物の取扱いについて追記 第3章3(5)イ
		・介護老人保健施設が自施設の入所者以外の者に接種を行う場合の取扱いについて追記
		第3章3(8)図5削除 第3章3(9)
		・第2章4(6)から移動
		第3章6(4) ・外国人に接種券等を送付して宛先人不明として返戻された場
		合の対応について脚注を追記 ・接種券の発送に係る郵便局との調整について脚注を追記
		第4章3(9) ・在宅療養患者等への接種について脚注を追記 第4章3(12)イ
		・意思確認が困難な者に対する予防接種について、(3)と重複 するため削除
		・学校における予防接種について追記 第4章4(1)イ
		・やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を 受ける者について、「コミュニケーションに支援を要する外国
		人や障害者等」を追記 第4章4(1) ウ (エ)
		・市町村への届出を省略することができる場合について、「コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等」を追記
		・Dで現在の居住地に避難している者の取扱いについて追記 第4章4(2)
		・海外赴任予定者の接種券の発行について追記 第4章6
		・個別接種促進のための追加支援策及び職域接種における支援 策について追記
3.3版	令和3年7月26日	第1章2(2)ア ・精神障害者保健福祉手帳、療養手帳を所持している方につい て※を追記
		第3章3(3)イ ・医療法人が新たに診療所を一時的に開設しようとする場合の 取扱いについて追記
		・一時的に開設される診療所に対し医薬品を販売する際の取扱いについて追記 第3章3(9)
		・海外在留邦人等に対するワクチン接種事業について追記 第3章8(3)
		・ホームレス等の接種機会の確保について追記 第4章2(5)、第6章1(9)
		・ファイザー社ワクチンの再融通が可能になったことに伴い修 正
		第4章3(3) ・児童養護施設等入所者等への予防接種を、第4章3(12) ウに移動
		第4章3(8) ・特設会場で一時的に同時期に複数種類のワクチンを使用する 場合の取扱いについて追記
		第4章3(12)ウ ・第4章3(3)から移動し、記載内容を一部追記
		第4章3 (16) ・接種後の経過観察について、具体的な対応方法等を追記 第4章8
		・予防接種証明書について追記 第5章1(5)
4 FE	△和2年 ○日2日	・救済給付の請求において予診票を用意する者について修正 第2章5図3更新
4版	令和3年8月2日 (8月3日適用)	第3章3(3)イ ・一時的に開設される診療所の医療機能に関する報告について 追記
	1	

		第3章3(3)力
		・針捨て容器の必要数について※を追記
		第3章5(4)イ ・超低温冷凍庫等の適正使用について、留意点を追記
		第3章6(2)イ、第4章3(1)、(14)
		・アストラゼネカ社ワクチン用の予診票について追記
		第3章6(5)工、(6)
		・接種券付き予診票の取扱いの終了について追記
		第4章3(1)ア
		・接種不適当者を追記
		第4章3(13)
		・ポリソルベートがアストラゼネカ社ワクチンに含まれている
		ことについて追記
		第4章7 ・接種を希望する対象者民への2回目接種が終了見込みの市町
		対における留意点について追記
		第5章(5)
		・死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたこと
		を明らかにすることができる書類について具体的に追記
		第6章2(1)
		・対象者を 12 歳以上に変更
		第6章3
		・アストラゼネカ社ワクチンについて記載
4.1版	令和3年9月21日	第2章2(1)図2 _{更新} 第2章4(2)キ
		・武田/モデルナ社及びアストラゼネカ社ワクチンの接種機会
		の確保について追記
		第2章5
		・ワクチンの契約状況について更新
		第2章5図3更新
		第3章3(7)
		・入院等を行う患者の円滑な接種体制の構築について※を追記
		第3章3(10) ・妊娠中の者等への接種体制の確保について追記
		第3章3(11)
		・交互接種への対応について追記
		第3章6(5) 工、(6)
		・接種券付き予診票の発行機能の終了について追記
		第4章3(1)ア
		・新型コロナワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシ ーを呈したことが明らかである者について※を追記
		第4章3 (2)、(14)
		・海外等で既に接種している場合の予診票に貼り付ける接種券
		について追記
		第4章3 (3)
		・資材等を活用した副反応等に関する説明について追記
		第4章3(5)
		・コアリングの防止について追記 第4章3 (12)
		・16 歳未満の保護者の同意・同伴について追記
		第4章4(1)イ、ウ(エ)
		・住民票所在地以外において接種を受ける者及び市町村への届
		出を省略することができる場合について、「武田/モデルナ社
		ワクチン接種センター又はアストラゼネカ社ワクチン接種セ
		ンターで接種を受ける場合」、「船員が寄港地等で接種を受け
		る場合」及び「市町村が他市町村の住民の接種の受け入れを 可能と判断する場合」を追記
		第4章7(1)
		・ワクチンの効率的な使用について追記
		第4章9(4)
		・予防接種証明書の電子情報処理組織による申請について追記
		第6章2(9)
		・武田/モデルナ社ワクチンの移送に当たっての留意事項につ いて追記
		第6章3(3)
	J	カロヤン(ひ)

		フューニボウェ牡ロカインのションジの次見について頂部
		・アストラゼネカ社ワクチンのシリンジの容量について追記第6章1(3)、2(3)、3(3)・接種方法について、記載を一部更新
		第6章4 ・交互接種について追記
5版	令和3年11月16日	第2章2(2) ・追加接種における考え方について追記
	(12月1日適用)	第2章3
		・新型コロナワクチン実施期間の延長及び追加接種の開始に伴 い更新
		第2章5
		・ワクチンの契約状況について更新・ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの有効
		期限の取扱いについて※を追記
		第2章5図3更新
		第3章1(2)ア
		・新型コロナワクチン実施期間の延長に伴い更新 第3章3(11)、(12)、第4章3(3)、第7章1(2)
		ケ、(4) ア
		・若年男性の武田/モデルナ社ワクチン接種に当たっての留意 事項について追記
		第3章6(2)
		・接種券及び予診票の様式について更新 第3章6(4)
		・発送物の一覧について、接種券及び予診票の様式変更に伴い
		修正
		第3章8(4) ・在留外国人への情報提供について追記
		第4章2(5) イ
		・第7章1 (2) から移動
		第4章2(6) ・第7章1(1)から移動
		第4章3(2)、(14) ウ
		・海外で既に接種している場合の取扱いについて、第4章3 (10)に移動
		第4章3(10)
		・海外で既に接種している場合の取扱いについて、第4章3 (2)、(14) ウから移動し、記載内容を修正
		第4章3(15)
		・予診票の取扱いについて、接種券及び予診票の様式変更に伴
		い修正 第4章5 (1)
		・令和3年12月1日以降の接種分の費用請求支払事務について
		追記
		第4章7 ・接種を希望する対象者への2回目接種が概ね終了した市町村
		における留意点について修正
		第5章
		・追加接種に係る事務取扱について追記 第7章1 (1)
		・ファイザー社ワクチンを別の接種施設へ融通する場合の留意
		事項について、第4章2(6)に移動
		第7章1(2) ・武田/モデルナ社ワクチンの移送に関する温度の要件等につ
		<u>いて、</u> 第4章2 (5) イに移動
		第7章2
6 HE	Afn 9 年 10 日 17 □	・追加接種について追記第2章5図3更新
6版	令和3年12月17日	第3章3(2)
		・新たに武田/モデルナ社ワクチンの接種を行う場合に、V- SVS上で申請が必要であることについて※を追記
		SYS上で申請が必要であることについて※を追記 第3章8(4)
		・FRESC 多言語ワクチン接種サポートの新規予約受付終了に伴
		い記載内容を一部修正第4章2(5)又(エ)
		第4章2(5)ア(エ)

		・ファイザー社ワクチンをシリンジに充填して移送する場合の
		留意点について追記
		第4章2 (5) イ ・武田/モデルナ社ワクチンの移送に関する温度の要件等につ
		いて、修正
		第4章2(6)
		・ワクチンを別の接種施設へ融通する場合の留意事項につい て、武田/モデルナ社ワクチンを追加
		第4章3(8)
		・同一医療機関等において複数種類の新型コロナワクチンを取
		り扱う際の留意点について追記
		第4章3(11)、第5章1(3)、3(4)イ(ウ) ・コビシールドについて追記
		第4章3(19)、第5章3(3)
		・接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施す
		る場合の例外的な取扱いについて追記 第4章4 (2) ウ、第5章2 (6) ウ、3 (4) イ (ア)
		・転居前の住民票所在地における接種状況の確認は、個人番号
		の提供に係る本人の同意がなくても可能であることについて
		追記 第4章5(1)イ
		・誤って旧市区町村別請求書を使用した場合の取扱いについて
		追記
		第4章8
		・市町村間の情報提供について削除 第4章9
		・予防接種証明書の電子交付が開始になったことに伴い修正
		第5章1(4)
		・使用するワクチンの種類に武田/モデルナ社ワクチンを追加 第5章2(2)ウ
		・第5章3(8)から移動
		第5章3(8) ・武田/モデルナ社ワクチンについて削除
		第7章2 (2)
		・武田/モデルナ社ワクチンの追加接種について追記
6.1版	令和4年1月27日	第2章2(1)図2更新
		第2章2 (2)、3、第5章1 (1)、(3)、2 (5) ウ、第7 章2 (1) ウ、(2) ウ
		・追加接種の接種間隔について修正
		第2章5
		・ワクチンの契約状況について更新 第2章5図3更新
		第3章3(8)、第4章4(1)イ、ウ(エ)
		・複数市町村が連携して広域で接種体制を構築する場合に、住
		所地外接種のための申請が不要であることについて追記 第3章7 (3)
		・費用請求支払に係る変更契約書(案)について追記
		第4章3 (11)、第5章1 (3)、3 (4) イ (イ)
		・復星医薬/ビオンテック社製の「コミナティ」について追記 第4章5
		・令和3年11月30日以前の接種分の費用請求支払事務につい
		て削除
		第5章1 (4) ・追加接種の接種間隔について追記
		第5章2(5)エ
		・追加接種の接種間隔の前倒しを踏まえ、早期に接種券を発送
		することについて追記

本手引きは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、現時点での情報等 その具体的な事務取扱を提示するものである。

今後の検討状況により随時追記していくものであり、内容を変更する可能性もある。

第1章 総論

1 趣旨及び内容

(1)目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守る ため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必 要がある。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「新型コロナワクチン」という。)については、現在、我が国を含め世界各国で開発・製造が進められており、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」(令和3年2月9日新型コロナウイルス感染症対策分科会)においては、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。今後、有効で安全なワクチンが開発・製造され、必要なワクチンを確保できた際に、当該感染症のまん延予防のため、国、都道府県及び市町村が協力し合って、全国的に円滑な接種を実施していくことができるよう、国、都道府県及び市町村の役割分担及び事務について総合的に示すことが本手引きの目的である。

(2)位置づけ

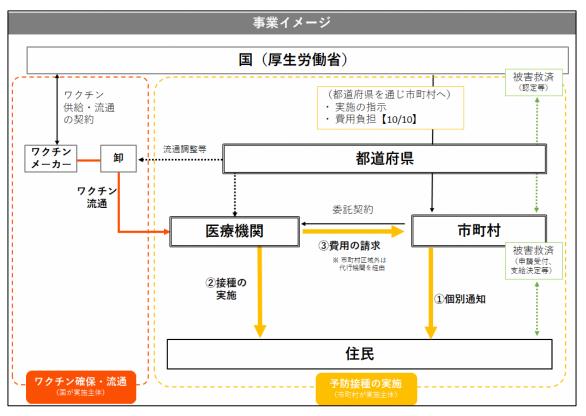
本手引きは、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る国、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)の事務その他の事項を総合的に示すものであり、当該内容については地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9に基づく処理基準である。なお、接種を実施する医療機関等における具体的な事務取扱については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」にて詳細をお示ししている。

2 全体の枠組み

新型コロナワクチンの接種に当たっては、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、 その供給も順次行われる見通しであること、接種に用いるワクチンは新たな技術を活用し たワクチンもあり、ワクチンによっては特殊な流通方法が必要であること等から、ワクチン の供給量及び性質に応じて効率的に接種できる体制を構築する必要がある。

新型コロナワクチンの接種の流れの概略を示すと図1のとおりである。

図 1 事業イメージ



第2章 接種類型等

1 接種類型

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための予防接種については、予防接種法や新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)にその枠組みが規定されているが、新型コロナウイルス感染症については、その流行及びその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要がある。

こうしたことを背景に、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則 第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法 の各規定(同法第26条及び第27条を除く。)が適用されることとなる¹。

2 対象者

(1)対象者の範囲

新型コロナワクチンの接種を行うに当たっては、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)(令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示通知」という。)において対象者を指定することとなる。この対象者について、原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。なお、大臣指示通知において接種の適応とならない者は接種の対象から除外されることとなる。

また、新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。接種場所の原則と例外については以下のとおり。

¹ 職域接種についても、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施するものであり、接種に係る費用については、国が負担する。また、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定(同法第26条及び第27条を除く。)が適用されることとなる。なお、職域接種においては、図1の「医療機関」は各企業の手配した医療機関が該当する。

図 2 接種場所の原則と例外について



(2)接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなる。

1、2回目接種における接種順位の上位の者の具体的な範囲については、接種目的に照らして以下のとおりとされている。

なお、追加接種については、表1の接種順位によらず2回目接種から一定期間経過した者から順に接種していくこととなる。詳細は第5章1(4)を参照すること。

ア 接種順位の上位の者の具体的な範囲

表 1 接種順位

1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑
		い患者(注)を含む。以下同じ。)に直接医療を提供する施設の
		医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救
		急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。)
2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する方
		ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期
		を、細分化する可能性がある。

3	基礎疾患を有	1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や
	する者	状態の方で、通院/入院している方
	, - ,.	・慢性の呼吸器の病気
		・慢性の心臓病(高血圧を含む。)
		慢性の腎臓病
		・慢性の肝臓病(肝硬変等)
		・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発し
		ている糖尿病
		・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
		 ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪
		性腫瘍を含む。)
		・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
		免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
		神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼
		吸障害等)
		• 染色体異常
		・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複
		した状態)
		・睡眠時無呼吸症候群
		・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障
		害者保健福祉手帳を所持している(※)、又は自立支援医療
		(精神通院医療) で「重度かつ継続」に該当する場合) や知
		的障害(療育手帳を所持している(※)場合)
		(※) 重い精神障害を有する者として精神障害者保健福祉
		手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として
		療養手帳を所持している方については、通院又は入院を
		していない場合も、接種順位の上位に位置づける基礎疾
		患を有する者に該当する。
		2. 基準 (BMI30 以上) を満たす肥満の方
3	高齢者施設等	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居
	の従事者	住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施
		設等。表 3 参照)において、利用者に直接接する職員(市町村の
		判断により、一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事
		業所等の従事者も含まれる。)
4	上記以外の者	ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次接種

- (注)疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。
- ※ ワクチンの供給単位等を踏まえ、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が 得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢 者以外の接種対象者を対象に接種を行うことは差し支えない。
- ※ 基礎疾患を有する者と高齢者施設等の従事者の接種順位は並列である。
- ※ 内閣総理大臣等が相手国に渡航し外交交渉を行うに際し、相手国との外交上の特別の 事情により、渡航前に予防接種を行う必要があると認められる政府代表団の一員(ただ し、職務内容に照らし必要最小限の人員に限る。)については、その特別の事情に鑑 み、渡航前に予防接種を行うことができる。
- ※ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加を予定する我が国選手団については、大会開催前のしかるべき時期に予防接種を行うことができる²。
- ※ 国民に接種後の状況を情報提供するため、必要に応じ、厚生労働科学研究として、当該ワクチンを接種する者を対象に健康状況に係る調査を行い、その結果を公表している。当該調査の目的や必要性に鑑み、調査に参加する者に対して調査の実施にあたり必要な予防接種を行うことができる。

イ 医療従事者等の詳細な範囲

表 2 医療従事者等の詳細な範囲

- 1 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。以下同じ。)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員
 - ※ 診療科、職種は限定しない。(歯科も含まれる)
 - ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
 - ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型 コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならな い。
 - ※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、 新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関 の判断により対象とできる。
 - ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。

² 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加を予定する我が国選手団に対する新型コロナウイルス感染症に 係る予防接種について」(令和3年5月18日健発0518第11号)参照

³ 「新型コロナワクチン接種後の健康状況に係る調査に参加する者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 について」(令和3年5月21日健発0521第9号)参照

- ※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、 病院、診療所に準じて対象に含まれる。
- ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内に ある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設 の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。
- 2 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師 その他の職員(登録販売者を含む。)
 - ※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については 専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。
- 3 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊 職員
 - ※ 救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる以下の者である⁴。
 - 救急隊員
 - ・ 救急隊員と連携して出動する警防要員
 - 都道府県航空消防隊員
 - 消防非常備町村役場の職員
 - ・ 消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団 員を想定)
- 4 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者
 - 1 感染症対策業務
 - ※ 以下のような業務に従事する者が含まれる。
 - ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者から の検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者
 - ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に 接する業務を行う者
 - ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者
 - 2 予防接種業務

自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従

⁴ 「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」(令和3年1月15日消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)参照

事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。

※ 予防接種業務の従事者が、高齢者への接種の実施時期に、ワクチンを接種していない場合は、高齢者への接種の際に併せて接種することができる。都道府県と市町村の調整が可能であり、市町村又は地元の医療機関での接種体制の構築ができる場合は、他の医療従事者等と同様に接種を行うことができる。

ウ 高齢者施設等の範囲

表 3 高齢者施設等の範囲

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

- 介護保険施設
 - 介護老人福祉施設
 - · 地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
- 居住系介護サービス
 - 特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護
- 老人福祉法による施設
 - ・ 養護老人ホーム
 - ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 有料老人ホーム
- 高齢者住まい法による住宅
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅

- 生活保護法による保護施設
 - 救護施設
 - 更生施設
 - 宿所提供施設
- 障害者総合支援法による障害者支援施 設等
 - 障害者支援施設
 - 共同生活援助事業所
 - 重度障害者等包括支援事業所(共同 生活援助を提供する場合に限る)
 - 福祉ホーム
- その他の社会福祉法等による施設
 - 社会福祉住居施設(日常生活支援住 居施設を含む)
 - ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
 - 生活困窮者一時宿泊施設
 - ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム
 - ・ 生活支援ハウス
 - 婦人保護施設

- ・ 矯正施設 (※患者が発生した場合 の処遇に従事する職員に限る)
- 更生保護施設
- エ 居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者についても、以下の① から③のすべてに該当する場合、市町村は、③の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者を高齢者施設等の従事者の範囲に含むことができる。

①市町村の判断

市町村が、必要に応じて都道府県に相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえた上で、感染が拡大した場合に、自宅療養中の高齢の患者等に対して介護サービス等や障害福祉サービス等の継続が必要となることが考えられると判断した場合

- ②居宅サービス事業所等・訪問系サービス事業所等の意向 居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等が、自宅療養中の高齢の患 者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意向を市町村 に登録した場合
- ③居宅サービス事業所等・訪問系サービス事業所等の従事者の意思
 - ②の事業所等の従事者が、自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する場合

なお、上記①の決定を行った市町村は、管内の事業所に対する周知及び「登録 様式」の配付を行う。

また、対象となる具体的なサービスの例は以下のとおり。

(居宅サービス等(介護))

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

(注)各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・ 介護予防ケアマネジメント)を含む。

(訪問系サービス等 (障害福祉))

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援(訪問系サービス等を提供するもの)、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(注)地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中 一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。

オ 高齢者施設の従事者における接種順位の特例

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっているが、施設内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件(※)を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。

※一定の要件(目安)

- ・市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと
- ・ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的である こと
- ・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、接 種後の健康観察が可能であること

なお、本特例の対象となる「高齢者施設」とは、以下の施設を指す。

- · 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保 健施設、介護医療院、
- · 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型 共同生活介護、
- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、
- ・ サービス付き高齢者向け住宅、
- ・ 生活支援ハウス

また、居宅サービス事業所等の従事者についても、例えば、居宅サービス事業所等が高齢者施設に併設されており、当該高齢者施設の入所者及び従事者が接種する際に、併せて居宅サービス事業所等の従事者に接種する体制を整備することが可能である場合など、市町村が当該居宅サービス事業所等について上記の一定の要件(目安)を満たすと認めた場合は、接種順位の特例を適用することができる。

3 実施期間

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間は令和3年2月17日から令和4年9月30日までとされている。

医療従事者については、一部の医療機関で令和3年2月中旬に接種を開始し、その後一般の医療従事者への接種を同年3月から実施している。高齢者への接種については同年4月から実施している。その後の接種順位の者(基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事

者、それ以外の者) については、自治体において、高齢者への接種状況や予約状況等を踏まえ、順次接種を進める。

また、追加接種については、同年12月1日以降、2回目接種から一定期間経過した者から順に接種を進める。追加接種に係る事務取扱については、第5章を参照すること。

4 主な関係者及び役割

(1)国の主な役割

ア 新型コロナワクチン、注射針・シリンジ(注射筒)等の購入等

国は、新型コロナワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリンジ(注射筒)等(以下「新型コロナワクチン等」という。)を確保・供給する。供給に当たっては、都道府県別の人口や接種順位が上位の者の数等の概数、流行状況等に応じて都道府県別割り当て量を決定する。接種開始後は、定期的に新型コロナワクチン等の使用実績や接種実績を取りまとめ、その結果を踏まえて割り当て量を決定する。

また、新型コロナワクチン等が接種実施医療機関等に行き渡るように、医薬品卸売 販売業者(以下「卸業者」という。)等と契約し、流通体制を構築する。

イ 接種順位の決定

国は、具体的な接種順位を決定し、個々の被接種者がその順位に該当することの確認方法等について検討を行い、周知する。

ウ ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供

国は、製造販売業者等と連携し、品質、有効性及び安全性のデータの収集・分析を 行うとともに、医薬品医療機器等法の薬事承認等を通じて予防接種の有効性及び安全 性を十分に確保する。

また、ワクチンは最終的には個人の判断で接種されるものであることから、新型コロナワクチンの接種に当たっては、被接種者がリスクとベネフィットを総合的に勘案して接種の判断ができるよう、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項等について情報提供を行う⁵。

エ 副反応疑い報告制度の運営

国は、新型コロナワクチンによる副反応が疑われる事象について、医療機関等及び 製造販売業者からの報告等により迅速に情報を把握するとともに、当該情報に係る専 門家による評価を踏まえ、速やかに必要な安全対策を講じる。

オ 健康被害救済に係る認定

国は、新型コロナワクチンの接種により健康被害が生じた場合、接種との因果関係に係る審査・認定を行う。

情報提供資材については、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html)」のページに活用できる資材を掲載している。

(2)都道府県の主な役割

ア 地域の卸業者等との調整

都道府県は、管内の卸業者等と連携して、計画的で円滑なワクチン流通が可能となるよう体制を構築することとし、必要に応じて、管内を区分し、地域の物流を担当する卸業者(以下「地域担当卸」という。)を地域ごとに1社選定する。

また、救急処置用品として使用する、ワクチン以外の医薬品等の流通についても、 市町村が接種会場を運用するにあたり適切に配備できるよう、管内の卸業者等と連携 の上、必要な協力を行う。

イ 市町村事務に係る調整

複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。また、都道府県は、接種実施医療機関等の確保等、市町村における新型コロナワクチンの円滑な接種について、必要な協力を行う。

ウ 医療従事者等への接種体制の確保

都道府県は、医療従事者等に対する接種を行うに当たり、管内の市町村及び地域の 医療関係団体等と連携して、医療従事者等への接種の実施体制の構築の検討及び調整 を行う。

エ 高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

都道府県は、都道府県が指定した介護サービス事業者の施設一覧を提供する等により、市町村が管内の高齢者施設の把握を円滑に行えるよう協力をする。

オ 専門的相談体制の確保

接種後の副反応に係る相談といった市町村で対応が困難な医学的知見が必要となる 専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。

都道府県は、新型コロナワクチン接種について、医療機関等に情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する医療機関等からの相談に応じる。

カ 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、各都道府県に割り当てられた量の範囲内で、市町村別の人口や接種順位の上位となる者の数等の概数、流行状況等に応じて、市町村等ごとの割り当て量を決定する。

また、医療従事者等への接種を実施する医療機関等への割り当て量を決定する。接種開始後は、新型コロナワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、割り当て量を 決定する。

キ 武田/モデルナ社及びアストラゼネカ社ワクチンの接種機会の確保

武田/モデルナ社又はアストラゼネカ社ワクチンの接種を必要とする者が身近なと ころで接種を受けられるよう、各都道府県に少なくとも1か所ずつ、「武田/モデルナ 社ワクチン接種センター」及び「アストラゼネカ社ワクチン接種センター」を設置すること。

なお、武田/モデルナ社ワクチンについては、県内に既存の大規模接種会場がある場合や、既に接種を終了した大規模接種会場で接種を再開する場合は、新規に会場を設置するのではなく、当該会場を「武田/モデルナ社ワクチン接種センター」として活用することとしても差し支えない。

(3)市町村の主な役割

ア 医療機関等との委託契約、接種費用の支払

市町村は、郡市区医師会等と連携し、住民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するために必要な医療機関等を確保する。また、接種を行った医療機関等に対して接種費用の支払いを行う。

イ 医療機関以外の接種会場の確保等

市町村は、接種体制構築の検討の結果、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外での接種会場の確保を行う。また、必要に応じて都道府県の協力を得ながら、医療従事者や物資を確保し、会場の運営を行う。

ウ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行う。

また、接種実施医療機関等や接種順位等について、随時住民へ情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じる。

エ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築

市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設等を把握し、その上で、 高齢者施設等に対して、接種体制等の説明を行う。また、高齢者施設等の入所者の接 種場所を把握するとともに、介護保険施設の嘱託医等が、接種実施医療機関に該当し ない場合は、市町村が郡市区医師会と相談し、接種医の調整を行う。

オ 健康被害救済の申請受付、給付

市町村は、予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種を受けた方に接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請を受け付け、必要な調査等を行うとともに、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、救済給付を行う。

カ 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。

(4)医療機関等の主な役割

今般の新型コロナワクチン接種に係る業務の実施に協力する医療機関等は、予防接種 法その他関係法令、市町村との委託契約に基づき、ワクチンの接種に係る業務を適切に 実施する。

(5) 高齢者施設等の主な役割

高齢者施設等は、定期の予防接種の実施体制を基本としながら、接種場所の検討を行う。さらに、接種場所の検討結果や接種対象者のうち当該施設で接種を予定する者の人数(概算)を事前に市町村へ報告し、必要に応じて接種医や運営方法について相談を行う。

また、入所者(または家族等)に対して、予防接種に関する必要な事項(接種券、予 診票の記入等)について説明を行う。

(6)職域接種を行う企業や大学等の主な役割

地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域 (学校等を含む。)単位でのワクチン接種(以下「職域接種」という。)を実施する。

(7)新型コロナワクチン製造販売業者等の主な役割

新型コロナワクチンの製造販売業者等は、その製造販売等に際し品質管理及び製造販売後安全管理を適切に行う等、関係法令を遵守するとともに、安定供給に取り組み、製造販売を行っている新型コロナワクチン等について適切に情報提供を行う。

(8) 卸業者等の主な役割

卸業者等は、新型コロナワクチン等の管理を適切に行う等、関係法令を遵守するとともに、市町村等が決定した新型コロナワクチン等の割り当て量に基づき、担当地域の接種実施医療機関等にワクチン等を配送する。

5 新型コロナワクチンの概要

1、2回目接種に用いる新型コロナワクチンは現時点ではファイザー社、武田/モデルナ 社及びアストラゼネカ社のものであるが、新たな技術を活用して開発が進められており、こ れまで日本で承認されたワクチンとは性質が異なるものがある。新型コロナワクチンの有 効性及び安全性等の評価については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) 等で検 討するとともに、広く接種を行う際には厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で適切に 議論する。

なお、令和3年から供給を受けるワクチンとして、ファイザー社については1億9,400万回分、武田/モデルナ社については5,000万回分、アストラゼネカ社については1億2,000

万回分の供給を受けることについて、それぞれ契約締結に至っている。また、令和4年初頭から供給を受けるワクチンとして、武田/モデルナ社については9,300万回分(※1)、武田薬品工業株式会社(ノババックス社ワクチン)(※2)については1億5,000万回分、ファイザー社については1億2,000万回分の供給を受けることについて、それぞれ契約締結に至っている。

- ※1 武田/モデルナ社ワクチン1バイアルには、追加接種の容量(1回0.25mL)として20 回接種分の薬液が充填されており、国から配布している注射器と針を用いて丁寧に採取することにより、20回採取することも可能であるが、被接種者が20人集まらない場合や、20回分シリンジに採取できなかったといった場合を考慮し、便宜的に1バイアル最低15回は使用するものとして計算した回数(できるだけ破棄するワクチンが少なくなるように、概ね20人単位で予約を受け付けるなどの工夫をすること。)。
- ※2 ノババックス社から技術移管を受けて、武田薬品工業株式会社が国内で生産及び流通を行う。

図 3 新型コロナワクチンの各社情報

新型コロナワクチンの特性					田社(ノババックス社)につい は、薬事承認前であり、全て 定の情報です。
	ファイザー社 (12歳以上)	ファイザー社 (5~11歳)	武田/モデルナ社	アストラゼネカ社	武田社 (ノババックス社)
回初回	21日間隔で2回	21日間隔で2回	28日間隔で2回	4~12週間隔で2回	21日間隔で2回
数追加	1 🗆	-	10		
希釈	1.8mLで希釈	1.3mLで希釈	希釈不要	希釈不要	希釈不要
接種量	毎回0.3mL	毎回0.2mL	(初回)毎回0.5mL (追加)0.25mL	毎回0.5mL	毎回0.5mL
1バイアル の単位	6回分 (特殊な針・シリンジ) 5回分 (一般的な針・シリンジ)	10回分	(初回)10回分 (追加)15回以上	10回分	10回分
最小流通 単位 (一度に接種会 場に配送される 最小の数量)		10バイアル (100回接種分)	10バイアル (初回:100回接種分) (追加:150回以上接種分)	2 バイアル (20 回接種分)	1バイアル (10回接種分) ※最小発注単位は検討中
保管温度	-75℃±15℃: 9か月 -20℃±5℃: 14日 ※なお、1回に限り、 再度 -90℃~60℃に戻し 保存することができる。 2~8℃: 1か月	-75℃±15℃:9か月 2〜8℃:10週間	-20℃±5℃:9か月 2~8℃:30日 ※9か月の有効期間中に限る	2~8℃:6か月	2~8℃
備考	・冷蔵庫で解凍する場合は、 解凍及び希釈を1か月以内 に行う ・室温で解凍する場合は、 解凍及び希釈を2時間以内 に行う ・希釈後、室温で6時間	・冷蔵庫で解凍する 場合:冷蔵庫で10週間。使用前、室温で 24時間(希釈後は12時間以内) ・室温で解凍する場合: 24時間(希釈後 は12時間以内)	(一度針をさしたもの 以降) 2~25℃で12時間 (解凍後の再凍結は不 可)	(一度針をさしたも の以降) 室温で 6 時間 2~8℃で48時間	

※ ワクチンの使用に当たっては、バイアルに印字されている有効期限を超えて使用できる場合があるので、「ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」(令和3年11月16日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)を参照し、ロットNo.を確認の上、使用すること。

第3章 事前準備

1 予防接種実施計画等

(1)概要

市町村は新型コロナワクチンの接種を円滑に行うために必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等を明確にする。そのためには、予防接種実施計画や要領等(以下「実施計画等」という。)を作成することが考えられる。

(2)実施計画等策定の要点

市町村において、実施計画等を策定するにあたり、要点となる事項の考え方は下記のとおり。

ア 実施期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

イ 接種対象者

各自治体における接種対象者数の算定方法の例は以下のとおり。

医療従事者等	総人口の3%
高齢者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の
	者の合計(市町村別)
基礎疾患を有する者	総人口の8.2%(20 歳~64 歳の場合)
高齢者施設等の従事者	総人口の1.6%
上記以外の者	総人口から、高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有
	する者、高齢者施設等の従事者を除いた人数
総人口	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口(市町村別)

ウ 接種実施医療機関・医療従事者等の確保

新型コロナワクチンの接種に当たっては、多くの接種実施医療機関、医療従事者等が必要になると見込まれることから、地域の医療関係団体等と協力して必要な接種実施医療機関・医療従事者等の数を算定し、確保する。

エ 安全性の確保

予防接種の判断を行うに際して注意を要する者について、接種を行うことができるか否かに疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じた上で専門性の高い医療機関等を紹介する等、一般的な対応策等について、あらかじめ決定する。

(3)留意事項

実施計画等を策定する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

• 実施計画等の策定に当たっては、郡市区医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕を持って行われるよう計画する。

- 接種実施医療機関等において感染症が拡大することのないよう、感染防止対策を講 ずる。
- 市町村は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し 実施計画等の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明する。
- 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないよう配慮 する。
- 接種に関わる者は、必要に応じ、事前に訓練(研修)を行っておく。なお、歯科医師が接種を行う場合の研修については、関係通知⁶を参考にすること。また、臨床検査技師及び救急救命士が接種を行う場合の研修については、関係通知⁷を参考にして、必ず実施すること。

2 自治体における実施体制の確保

(1)人員体制の確保

ア 全庁的な実施体制の確保

接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

イ 担当部門の決定及び人員の確保

新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当 部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人 員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成 などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市町村介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと(調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心にとりまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等)が考えられる。

なお、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外 部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

^{6 「}新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施のための研修について」(令和3年5月11日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局予防接種室事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施のためのオンライン研修システムについて(情報提供)」(令和3年5月18日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局健康課予防接種室事務連絡)
7 「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」(令和3年6月11日厚佐労働公医政局医事課、地域医療計画課、健康局健康課予防接種室事務連

^{・ 「}新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のため の研修について」(令和3年6月11日厚生労働省医政局医事課、地域医療計画課、健康局健康課予防接種室事務連 絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実 施のための研修について(第二報)」(令和3年6月17日厚生労働省医政局医事課、地域医療計画課、健康局健康課 予防接種室事務連絡)

ウ 必要物資の確保

新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な物資について、あらかじめ確認 し、調達の準備を進める。

(2)相談体制の確保

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制を確保する。なお、外部委託等を含め、適切な体制の確保が可能となるよう、あらかじめ検討及び準備を行うこと。

3 接種実施医療機関等の確保

(1)概要

市町村は、新型コロナワクチンの接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、郡市区医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、併せて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等8も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

(2)接種実施医療機関等に求められる体制

接種実施医療機関を含め、接種実施会場には、次のような体制をとることが求められる。

- 新型コロナワクチンの冷蔵施設を有すること
- 時間ごとの予約枠の設定、被接種者の動線の検討、定期的な換気等により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策 (3密対策等) が講じられていること
- 必要に応じて熱中症予防対策を講じられていること9
- 国が用意するワクチン接種円滑化システム (パソコン・スマートフォンからアクセス 可能) (以下「V-SYS」という。) を用い、接種に係る医療機関等情報の入力、新型コロナワクチンの到着日の確認等を行うことができること
- ※ ファイザー社ワクチンの接種を行っていた医療機関等が、新たに武田/モデルナ 社ワクチンの接種を行う場合には、V-SYS上で武田/モデルナ社ワクチンを取 り扱う旨の申請を行う必要があることに留意すること。

また、現時点において、供給されている新型コロナワクチンの特性を踏まえると、冷凍での保管が必要なもの、複数回数分が1バイアルとして供給されるもの、一度に配送される量が多いものなど、通常の医薬品とは異なる特性への対応が必要である。

^{8「}新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて (その2)」(令和3年2月1日厚生労働省医政局総務課事務連絡)参照

^{9 「}ワクチン接種会場における熱中症対策の推進について」(令和3年6月14日厚生労働省健康局健康課、環境省大臣官房環境保健部環境安全課、環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室事務連絡)参照

このため、1 バイアル当たりの接種回数を有効に活用できるよう、1 日 1 か所当たりの接種可能人数を可能な限り多くすることが必要であり、接種を行う日(毎日でなくてもよい)には、原則として 100 回以上の接種を行う体制を確保できることが望ましい。

※ 例えば、3 日間連続して 35 人ずつ接種を予定するよりも、3 日のうち 1 日に 105 人の接種を予定する方が、端数が生じにくい(仮に 1 バイアルで 10 回接種できる場合、前者では 5 回分 $\times 3$ 、後者では 5 回分 $\times 1$ の端数が生じる。)。

なお、在宅患者・入院患者等については、接種日1日に接種する人数が100人より少ない場合でも接種を行う必要があるが、接種日ごとの接種人数を調整することで、1バイアルの投与回数を無駄なく効率的に使用することが考えられる。

(3)医療機関以外で接種を行う場合

ア概要

市町村は、医療機関での接種以外に、必要に応じて、保健所、保健センター、学校、 公民館等の会場を確保し、接種を行う¹⁰。

その際、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように、準備を行う。 また、予約管理を行う等により、新型コロナウイルスの感染に係る「3つの条件が同時に重なる場(3密)」を回避すること等についても留意すること。

イ 開設届について

医療機関でない場所を接種会場として用いる場合は、診療所開設の届出が必要である。

診療所開設の届出による場合は、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請又は第8条の規定に基づく診療所開設の届出を行うこと。必要に応じて同法第12条第2項の規定に基づく2か所管理の許可を受ける必要があることにも留意すること。

地方公共団体が、地域における新型コロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために、新たに診療所を一時的に開設する場合は、地方自治法第244条の2第1項に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例を定める必要はないとともに、医療法第7条第1項に基づく診療所開設に係る許可は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えなく、開設許可の申請に係る医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第1項に基づく申請事項については、下記の事項のみで差し支えないこととする11。

- 開設者の名称及び主たる事務所の所在地
- •名称

¹⁰ 避難所として開設予定の施設がワクチン接種の会場でもある場合については、「避難所の運営と新型コロナウイルス 感染症のワクチン接種に係る対応について(周知)」(令和3年6月10日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官 (避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)参照

^{11 「}地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために地方公共団体が新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法等の臨時的な取扱いについて」(令和3年2月18日医政総発0218第1号)参照

- 開設の場所
- 開設の予定年月日

また、診療所の開設に係る医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第1項に基づく開設後の届出については、省略して差し支えない。ただし、適切かつ安全な医療を提供する観点から、医療法施行規則第3条第1項第2号のうち、管理者の氏名を求めることとするが、当該事項についても、事後の適切な時期に行うこととする。

「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」(平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知)に定める要件に該当する場合は、診療所開設の届出は不要である。また、上記通知において規定する実施計画は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと¹²。

また、病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法第6条の3に基づき、その医療機能に関する情報を都道府県へ報告する義務があるが、医療法上の臨時的な取扱いに基づき開設される診療所については、医療機能情報提供制度に基づく報告は不要としても差し支えない¹³。

さらに、医療法人が新たに診療所を一時的に開設しようとする場合には、医療法の規定に基づく定款又は寄附行為の変更について、省略して差し支えない¹⁴。

なお、医療法上の臨時的な取扱いに基づき開設される診療所については、当該診療所において開設に係る許可の申請又は届出がなされていない場合であっても、ワクチン接種契約受付システム(以下「受付システム」という。)を用いて発行された委任状の写しが当該診療所から確認された際には、卸売販売業の許可を受けた者から、当該診療所に対し、新型コロナワクチンの接種に必要な医薬品を販売して差し支えない¹⁵。

ウ 運営方法の検討

従来医療機関でなかった場所で行う予防接種については、接種会場を市町村が直接 運営するほか、郡市区医師会や医療機関等と事前に委託契約を締結している場合は、 当該医師会又は医療機関等が運営を行うことも可能である。

従来医療機関でなかった場所に接種会場を設ける場合は、接種会場全体の運営管理 責任者として市町村職員を配置し、また、予診等を担当する医師の中から副反応発生 時の救命措置や医療機関への搬送に関する医学的な判断を行う責任者を定めること。 郡市区医師会等へ委託する場合も、同様に責任者を明確に定めること。

12 「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて(その2)」(令和3年2月1日厚生労働省医政局総務課事務連絡)の1参照

^{13 「}新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される診療所に係る医療機能情報提供制度の 取扱いについて」(令和3年7月27日厚生労働省医政局総務課事務連絡)参照

¹⁴ 「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて (その5)」(令和3年6月24日厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課事務連絡)参照

^{15 「}新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために一時的に開設される診療所に対し、卸売販売業者が必要な医薬品を販売する際の取扱いについて」(令和3年6月30日厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課、健康局健康課予防接種室事務連絡)参照

エ 従事者の確保

従来医療機関でなかった場所で行う予防接種においては、多くの医療従事者等が必要であることから、市町村は、郡市区医師会等の協力を得てその確保を図ること。医療従事者の確保が困難な場合、ハローワーク、ナースセンターや民間職業紹介事業者、厚生労働省が運営する医療人材向け求人サイトである「医療のお仕事 Key-Net」、日本医師会が運営する新型コロナワクチン接種人材確保相談窓口(日本医師会女性医師バンク)等を通じて医師や看護師等の採用が可能であることから、これらを積極的に活用し医療従事者の確保を検討すること¹⁶。なお、接種体制の構築にあたっては、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」(令和3年6月4日医政発0604第31号・健発0604第17号・薬生発0604第6号)に基づき、各医療関係職種の専門性を踏まえた効果的かつ効率的な役割分担となるよう留意すること。

接種方法や会場の数、開設時間の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。

具体的な医療従事者等の数の例として、

- 予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師、歯科 医師¹⁷、看護師、臨床検査技師又は救急救命士¹⁸1名、薬液充填及び接種補助を担当 する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすること
- 接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は、 可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)
- その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

オ 配送先の登録について

従来医療機関でなかった場所で行う予防接種においては、新型コロナワクチンを納入する場所や保管場所は接種会場とすることが原則であるが地域の実情に合わせて市町村が決定して差し支えない。納入場所が決定した段階で、国が用意するシステムであるV-SYSに配送場所、担当者名、担当者連絡先等の情報を登録すること。なお、V-SYSを利用するにあたって保険医療機関コード等が必要であるが、保険医療機関

^{16 「}新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力依頼について」(令和3年5月26日厚生労働省健康局、医政局 事務連絡) 参昭

¹⁷ 歯科医師が接種する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による 実施について」(令和3年4月26日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局予防接種室事務連絡)に基づき実 施すること。

¹⁸ 臨床検査技師又は救急救命士が接種する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について(第二報)」(令和3年6月17日厚生労働省医政局医事課、地域医療計画課、健康局健康課予防接種室事務連絡)に基づいた研修を、当該臨床検査技師、救急救命士に受講させること。

コード等が存在しない接種施設については、保険医療機関コード等に相当する類似コードを付番することとする¹⁹。

カ 接種会場での救急対応及び必要物資の確保・保管

接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関しては予め郡市区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、予め、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都道府県、都道府県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先の候補となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、これらと適切な連携体制を確保すること²⁰。

アルコール綿、医療廃棄物ボックス等については、原則として全て市町村が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、郡市 区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に 検討を行う。また、市町村が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を 関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を 行う等、具体的に事前の準備を進める。

なお、新型コロナワクチンの接種に必要な注射針・シリンジ(注射筒)は、国が確保・供給する。特定のワクチンの希釈に必要な針・シリンジも国が供給する。

具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

【医師・看護師用物品】
□マスク
□使い捨て手袋(S・M・L)
□使い捨て舌圧子
□膿盆
□聴診器
□ペンライト
【文房具類】
□ボールペン (赤・黒)

¹⁹ 「保険医療機関コード等が存在しない接種施設の手続きについて」(令和3年3月22日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)参照

^{20 「}新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について」(令和3年3月31日 医政地発0331第1号・健健発0331第2号)参照

接種会場の救急体制を踏まえ、必要な	□日付印
物品を準備すること。代表的な物品を	□スタンプ台
以下に示す。	口はさみ
・血圧計	【会場設営物品】
• 静脈路確保用品	□机
・輸液セット	□椅子
・生理食塩水	□スクリーン
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、	□延長コード
抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤	□冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤
等の薬液	□ディープフリーザー
	□耐冷手袋等

- (※)血液感染を起こしうる予防接種の間違いを防止するために、針捨て容器は接種実施者の手の届く場所に置く等の対策が求められている。これらも踏まえて必要数を準備すること²¹。
- (※)【注意】使用済みの注射針がごみ袋に誤混入したことによる針刺し事故が複数件報告されている。

注射針等の血液等が付着した廃棄物は感染性廃棄物として処理することとし、容器については以下の点に注意すること。

- 感染性廃棄物は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい医療廃棄物容器に梱包して排出すること。
- 特に、注射針等の鋭利なものについては、針刺し事故が起こらないよう分別を徹底し、プラスチック製容器等の耐貫通性のある堅牢な医療廃棄物容器に梱包すること。(なお、バイアルや防護具等の他の廃棄物と混同するおそれがある場合には、一括して堅牢な医療廃棄物容器に投入することは妨げない。)
- 発生する感染性廃棄物が少量である場合は適当な大きさの容器を選択すること。
- ワクチン接種の廃棄物とその他の通常診療に伴う感染性廃棄物を梱包する廃棄 物容器は区別しないことが望ましい。
- 腐敗するおそれのある感染性廃棄物が混入している場合にあっては、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫に入れること等腐敗の防止のために必要な措置が講じられていること。

キ 予約受付体制の確保

従来医療機関でなかった場所で行う予防接種については、原則として会場の運営主体が予約を受け付ける。

²¹ 「新型コロナ予防接種の間違いの防止について (その2)」(令和3年6月22日厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡)参照

なお、予約受付体制について、外部委託等を含め、適切な体制の確保が可能となるよう、あらかじめ検討及び準備を行うこと。

ク ワクチン接種に伴い排出される廃棄物について

容器については、カを参照すること。

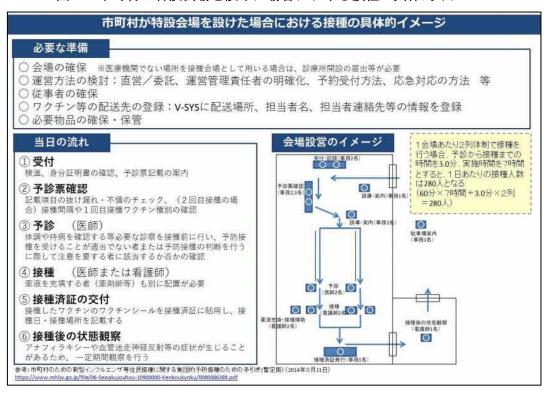
感染性廃棄物を排出までに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げ、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の基準を遵守すること。また、産業廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること²²。

ケ 留意点

感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮すること。

また、会場の確保については、被接種者が2m以上の間隔を取ることができるように 広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

図 4 市町村が特設会場を設けた場合における接種の具体的イメージ



^{※22} 詳細は、環境省の通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について」 (令和3年4月2日環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進 課長、廃棄物規制課長通知)を参照すること。

37

(4)1、2回目接種において接種順位の上位となる医療従事者等への接種を行う医療機関等の確保

都道府県は、1、2回目接種において接種順位の上位となる医療従事者等への接種を 行うにあたり、効率的な接種の観点から、広域的な接種の実施体制の構築について、検 討及び調整を行う。

ア 基本型接種施設

都道府県は、自医療機関の医療従事者等に対する接種を行う基本型接種施設からの 申し出を受けて、超低温冷凍庫の配置等の調整を行う。

都道府県は基本型接種施設に対して、集合契約への加入、V-SYSへの医療機関等の情報、当該医療機関において接種を希望する者の情報等の登録及び予診票の出力を行うように周知し、当該施設の従事者に対する接種予定数の報告を求める。

イ 連携型接種施設

都道府県は、100人以上の医療従事者等に接種を実施することが予定され、基本型接種施設からのワクチンの配分を希望する医療機関等(以下「連携型接種施設」という。)の申し出を受け付ける。

都道府県は、連携型接種施設に対して、集合契約への加入、V-SYSへの医療機関等の情報の登録を行うように周知し、当該施設の従事者に対する接種予定数の報告を求める。

ウ 保健師等の自治体職員等に対する接種を行う医療機関等の確保

都道府県は管内の基本型接種施設、連携型接種施設と協力し、保健師等の自治体職員等(以下「自治体職員等」という。)及び医療関係団体等に所属しない医療機関等の医療従事者等に対する接種を行う施設を確保する。

施設の確保にあたって、都道府県は、管内の市町村が取りまとめた、当該市町村の職員(救急隊員等)及び医療関係団体に属さない医療機関の医療従事者等に係る接種予定者数、当該都道府県の職員数(保健所職員等)及び当該都道府県の管内に勤務する国の機関の職員数(自衛隊員や検疫所職員等)を基本型接種施設及び連携型接種施設に割り当てる。

なお、医療関係団体等に所属している医療機関等については、各医療関係団体が医療機関等の確保を行い、接種希望者数の把握を行うことから、都道府県は、情報提供等十分に協力を行うこと。

また、都道府県は、管内の接種対象者が所属する機関が作成した、接種を希望する者の名簿をとりまとめ、基本型接種施設と連携型接種施設の組み合わせの調整等を実施する。

(5) 高齢者施設に係る接種体制の確保

ア概要

高齢者施設については、医療を提供する介護保険施設がある一方、高齢者の住まいとしての施設もあることから、入所者の予防接種については、定期の予防接種の接種場所を基本としつつ、ワクチン流通単位の観点から、効率的な接種が求められるとともに、接種後の健康観察も重要であることを念頭に、施設の特徴を踏まえた上で接種場所の検討を行う。また、市町村内のワクチンの安定的な分配と高齢者施設の従事者の予防接種を踏まえると、市町村が中心となって、高齢者施設の入所者に対しての接種体制の構築を行う。

イ 高齢者施設への接種体制の説明と接種予定者数の把握

市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設を把握し、高齢者施設に対して、当該市町村の接種体制を説明する。その際、高齢者施設の入所者については、接種場所の例外(住所地外接種)に該当する者も少なくないと考えられることから、住民票所在地の市町村が発行する接種券の入手方法などを丁寧に説明すること。

あわせて、市町村は、高齢者施設のうち、医療の提供を行う介護保険施設については、サテライト型接種施設等にもなり得ることから、当該施設で接種を希望する場合には、集合契約等接種に必要な手続についても説明を行う。市町村は、接種開始前までにワクチンの必要量の目安や接種医の調整、巡回接種の検討等を行う必要があることから、高齢者施設への接種体制の説明と合わせて、以下について施設から市町村へ報告するように依頼する。

- 当該施設での接種予定者数(概算)(従事者が同時期の接種を希望する場合は、その 数を含む)
- 嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関等に該当しない場合における当該施設 内での接種を希望する施設(主に介護老人福祉施設を想定)
- 当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関等の確保が困難 な施設
- その他、市町村が必要とする事項

なお、市町村が介護老人保健施設に対し、①介護施設やサービス付き高齢者住宅等を訪問して入所者・入居者に接種すること、②在宅の要介護高齢者等を送迎車で送迎し自らの介護老人保健施設等で接種することを依頼する場合に、診療所を有していない介護老人保健施設については、診療所開設の届出が必要である。ただし、当該届出については、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えない²³。

^{23 「}介護老人保健施設が自施設の入所者以外の者に新型コロナウイルスワクチンの接種を行う場合の診療所開設等の取扱いについて」(令和3年6月9日厚生労働省医政局総務課、健康局健康課予防接種室、老健局老人保健課事務連絡)参照

ウ 接種場所の調整

市町村は、把握した以下の接種実施医療機関等の確保が困難な高齢者施設について、 郡市区医師会の協力を得ながら接種実施医療機関等とのマッチングを行う。

- 嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関等に該当しない場合における当該施設 内での接種を希望する施設(主に介護老人福祉施設を想定)
- 当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関の確保が困難な 施設

なお、市町村が設置した会場での接種や巡回接種のためのチームによる複数施設の 同日接種も差し支えない。

エ 居宅サービス事業所等の従事者への接種について

市町村が、必要に応じて都道府県にも相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、感染が拡大した場合に、要介護高齢者や要支援高齢者が自宅療養を余儀なくされ、こうした者に対する介護サービスの継続が必要となると判断した場合であって、居宅サービス事業者等が新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者等及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を市町村に登録した場合に、当該サービス事業所の従業員について、高齢者施設の従事者として接種を受けることができる。その他、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について(改正)」(令和3年3月3日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡)を参考にすること。

オ 障害者支援施設等に係る接種体制の確保

障害者支援施設等に係る接種体制については、「障害者支援施設等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(改正)」(令和3年4月5日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡)を参考に、予防接種体制の構築について検討すること。

なお、市町村が判断するにあたっては、市町村の衛生部局と障害保健福祉部局や介護 保険部局が連携し、優先接種の対象とする旨を決定すること。優先接種の対象となった 場合は、高齢者施設の従事者と同様の手続を行うこと。

(6)1、2回目接種における基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者(以下「基礎疾患を有する者等」という。)への接種体制の確保

ア 基礎疾患を有する者等への接種開始等の考え方

高齢者から、次の接種順位である基礎疾患を有する者等への接種へ進む際には、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治体において、高齢者への接種状況や予約の空き状況を踏まえ、順次、基礎疾患を有する者等を含めて、広く一般にも接種を開始する。この際、自治体は基礎疾患を有する者等への先行予約期間の設定などにより、基礎疾患を有する者等が優先的に接種できる機会を設ける。

イ 運用イメージ

自治体において高齢者への接種状況や予約の空き状況(※)を踏まえ、可能な限り接種の空白期間が生じないよう、基礎疾患を有する者等の先行予約、接種を開始することとする。

(※) 開始するタイミング例

- 高齢者の接種の予約が埋まらなくなってきたタイミング
- 接種実績などから高齢者の1回目の接種が一定程度進んだと考えられるタイミング など

設定した基礎疾患を有する者等の先行予約期間については、速やかに住民に周知するとともに、基礎疾患を有する者等の早期の接種予約を呼びかける。

予約の際には、基礎疾患を有する者等であることを確認の上、予約をする。

ただし、先行予約期間内であっても、予約の空き状況がある場合などは、基礎疾患を 有する者等の接種機会が損なわれない範囲でそれ以外の者も予約可能とすること。

なお、自治体において、接種券を段階的に発送する場合、同じ時期に発送されるグループの中で、基礎疾患を有する者等について先行予約の機会を設けること等は必要であるが、接種券の発送時期が異なるグループ間で、接種の順番が入れ替わることは差し支えない。自治体において予約や接種が円滑に行われるよう、工夫した対応とすること。

(7) 基礎疾患を有する者が入所している施設等に係る接種体制の確保

基礎疾患を有する者が入所している施設等については、定期の予防接種の接種場所を基本としつつ、施設の特徴を踏まえた上で接種場所の検討を行う。基礎疾患を有する者が入所している施設等における接種体制についても、市町村の障害保健福祉部局又は都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所と衛生主管部局は連携して、円滑な接種を行うことができるよう施設等に対し、必要な情報を周知すること。

※自立支援センターやシェルターの入所者が接種を希望する場合には、予防接種担当部局は生活困窮者自立支援制度主管部局及びホームレス支援団体等と連携して、施設ごとに接種希望者をとりまとめて接種券の発行を行うことや巡回接種により施設内接種を行うことなども考えられる。

※精神科病院の入院患者や透析医療機関で透析中の通院患者については、できるだけ当該患者が入院等を行う医療機関において接種体制が確保されるよう、関係医療機関への要請や周知を行うとともに、円滑な接種体制の構築に必要な支援を行うこと。また、当該医療機関における接種体制の確保が難しい場合にあっても、入院等を行う患者への接種について、当該医療機関と管内の他の接種施設会場との間で円滑な連携が図られるよう、周知及び必要な調整を行うこと²⁴。

²⁴ 「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチンの接種体制の確保について」(令和3年7月16日 厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)参照

(8)接種体制構築に係る市町村間の連携

小規模の自治体が単独で接種体制を構築することが困難である場合などに、同一都道 府県内の他市町村と連携して広域で接種体制を構築することも差し支えない。この場合 において、当該市町村相互間での住民の接種は、同一市町村の接種と同様に取扱い、接 種を行う医療機関は、域内の各自治体に直接費用請求することができる²⁵。また、域内 の住民について、住所地外接種のための申請は不要である。

接種体制を構築するに当たり、他市町村と共同で接種体制の構築を行う場合は、都道府県、郡市区医師会等の協力を得て体制を構築することとし、その内容について協定文書等を策定し、都道府県に報告すること。報告を受けた都道府県は他市町村と共同で接種体制の構築を行う市町村の情報について、当該都道府県の国民健康保険団体連合会へ情報提供を行うこと。

なお、他市町村と共同で接種体制を構築する場合に、一部の医療機関等のみを対象と することも差し支えない。

(9)1、2回目接種における職域接種に係る接種体制の確保

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域接種を可能とする。詳細については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き」(令和3年6月8日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の申請受付開始について」別添③)を参照すること(追加接種については、第5章2(2)ウ参照)。

ア 使用するワクチン

武田/モデルナ社ワクチンを使用する。

- ※ ファイザー社ワクチンを使用している医療機関及び特設会場において、武田/ モデルナ社ワクチンによる職域接種を受け入れる場合には、以下のとおり、各ワク チンの接種や管理、運用等について明確に区分すること²⁶。
- 複数種類のワクチンで、被接種者の動線が重ならないようにすること
- 保管冷凍庫等の設置場所・管理を明確に分けること
- ワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、ワクチンの種類 ごとに責任者・担当者、接種関連器具・物品も区分すること

イ 開始時期

令和3年6月21日とする。

²⁵ 直接請求する代わりに地域で取り決め、郡市区医師会などに支払事務を委託することも可能。具体的な請求先や請求 方法については、各共同接種体制において取り決めを行い、医療機関等に周知すること。

²⁶ 「職域接種の実施に伴い複数種類のワクチンを同一医療機関等で使用する場合の取扱いについて」(令和3年6月22 日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)参照

ウ 接種会場・医療従事者の確保等

自治体の接種事業に影響を与えないよう、接種に必要な会場や医療従事者等は企業 や大学等が自ら確保する。

エ 実施形態

企業単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能とする。

才 接種順位

職域接種の対象者の中で、接種の優先順位を踏まえて、高齢者や基礎疾患を有する者が優先的に接種できる機会を設ける。

カ 接種費用

職域接種は、予防接種法に基づく予防接種として行われるものであり、接種にかかる費用は、同法に基づき支給される。

キ 接種券

職域接種においては接種券がなくても接種可能とするが、接種券が発送された後は、企業や大学等において、本人から回収して予診票に添付の上、必要な処理を行う。接種券の送付については、標準的には令和3年6月中旬を目途に、広く住民への接種券の送付ができるよう、各市町村で準備を進める。その際には、職域接種の開始も踏まえて、地域の実情に応じて前倒しする等の柔軟な対応を行う。

ク 体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る 医療法上の臨時的な取扱いについて(その4)」(令和3年6月14日厚生労働省医政局 総務課事務連絡)を参照すること。

(参考) 海外在留邦人等に対する新型コロナワクチン接種事業について

予防接種法上の臨時接種は、日本国内に居住している方のみが接種対象となるが、本事業(国の事業)では、臨時接種の対象とならない海外在留邦人等に対し、在留邦人保護等の観点から、日本国内で接種の機会を提供することを目的としている。令和3年8月1日以降、成田空港及び羽田空港内に特設の接種会場を設け、接種を行っているが、それに先立ち、海外在留邦人等が所属する企業等の職域接種会場で接種を受けることを希望する場合には、同年7月2日以降、所要の手続を経た上で、本事業の一環として当該会場にて接種を受けることも可能となっている²⁷。

なお、海外在留邦人等が職域接種会場で接種を受ける場合、当該会場では、臨時接種 の対象者と本事業の対象者が混在することになるところ、本事業の対象者が使用する

²⁷ 詳細については、外務省ホームページ (https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html) を参照すること。 なお、本事業により都道府県及び市町村に事務は生じない。

「海外在留邦人等接種者用」と記載された予診票が誤って市町村・国民健康保険団体連合会に送付された場合には、本来、外務省に送付されるべきものであるため、送付元に返送する等の対応を行うこと。

(10)妊娠中の者等への接種体制の確保28

妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとされている。妊娠中の者及び配偶者等(以下「妊娠中の者等」という。)が希望する場合には、できるだけ早期に、円滑に新型コロナワクチンの接種を受けることができるよう、例えば、予約やキャンセル待ちに当たって妊娠中の者等を可能な範囲で優先する、現時点で妊娠中の者等が年齢等によって必ずしも接種予約の対象となっていない場合には妊娠中の者等を接種予約の対象とする、といった方法により、特段の配慮をすること。

(11)武田/モデルナ社ワクチンの接種予約をしている 10 代及び 20 代の男性への対応等

10代及び20代の男性(以下「若年男性」という。)については、新型コロナウイルスに感染した場合に合併して発症する心筋炎等の発生頻度よりは低いものの、ファイザー社ワクチンに比べて武田/モデルナ社ワクチンを接種した後の心筋炎等の発生頻度が高いことが確認されている。

このため、武田/モデルナ社ワクチンの接種予約をしている若年男性について、本人が希望する場合には武田/モデルナ社ワクチンの接種が可能であるが、本人がファイザー社ワクチンの接種を希望するに至った場合には、予約の振替等により、ファイザー社ワクチンの接種が可能となるよう適切に対応すること。また、ホームページ等を通じて、若年男性についてはファイザー社ワクチンの接種も選択できる旨を周知するとともに、若年男性に係る問合せに対しては、情報提供資材を適宜活用し、丁寧に説明を行うこと。さらに、必要に応じて、若年男性に対する優先的な設定枠等の対応も検討すること。

なお、職域接種会場で予約済みの若年男性や1回目の接種を終えた若年男性等から市町村に対して、ファイザー社ワクチンの接種を行う接種会場やその予約に関する相談があった場合には、適切に対応すること。

²⁹ 詳細は、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における審議を受けた対応について」(令和3年 10月15日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)を参照すること。

²⁸ 「妊娠中の者への新型コロナワクチンの接種及び新型コロナウイルス感染症対策の啓発について」(令和3年8月23 日厚生労働省健康局健康課予防接種室、子ども家庭局母子保健課事務連絡)

(12)交互接種への対応

新型コロナワクチンの初回接種(1、2回目接種)については、原則として同一の者には、同一のワクチンを使用することとしているが、被接種者に対し1回目及び2回目に同一の新型コロナウイルスワクチンを接種することが困難である場合については、1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種すること(以下「交互接種」という。)ができる。

そのため、やむを得ず交互接種を受ける者に対して、適切に接種機会を提供できるよう 予約対応やコールセンターでの対応等に留意すること。特に、若年男性が武田/モデルナ 社ワクチンによって1回目の接種を終えている場合には、(11)も踏まえ、本人の希望 により、ファイザー社ワクチンの接種も可能となるよう、適切に対応すること。その際、 1回目の接種から27日以上の間隔をあける必要があることに留意すること。

なお、追加接種については、初回接種(1、2回目接種)で使用したワクチンの種類に かかわらず、ファイザー社又は武田/モデルナ社のワクチンを使用することとしている。

4 集合契約

(1) 概要

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととする。他方、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者や接種順位の上位となる医療従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合について、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、実施体制を整備する必要がある。

このため、市町村と全ての接種実施医療機関等との間で契約を締結することとするが、各市町村が各接種実施医療機関等との間で独自に契約を締結しようとすると、市町村によって、委託者と受託者の役割及び責任の分担、また紛争解決のためのルール等、契約条件が異なることが想定され、複雑化してしまう。そこで、全国統一様式の契約書により原則として集合契約の形で契約を行うこととする。

具体的には、市町村は都道府県に対して、集合契約において委託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、都道府県は集合契約の代理人である全国知事会に対して再委任を行うとともに、接種実施医療機関等は、集合契約のとりまとめ団体に対して、受託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、集合契約の取りまとめ団体が集合契約における契約の代理人である日本医師会に再委任を行うことで、全国知事会及び日本医師会がそれぞれ市町村及び接種実施医療機関等の代理人として契約を締結する。

なお、全国知事会と日本医師会との間の集合契約は令和3年2月12日に締結された ところであるが、同日以降に委任状を提出した場合であっても、以下の手続により集合 契約に参加することは可能である。

図 5 新型コロナワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約 (イメージ)

新型コロナワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約(イメージ) 新型コロナウイルスワクチンの接種実施に係る委託契約 □ 委託元である市町村は都道府県に契約を委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。 □ 委託先となる実施機関は、それぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に契約を委任し、取りまとめ団体は日本医師 会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市町村に委任し、市町村は都道府県に再委任する。 □ 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会及び都道府県がそれぞれ集合契約を行う。 新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払に係る委託契約については、市町村は都道府県に契約を委任し、 委任を受けた都道府県と国保連が契約を行う。 接種実施の委託先 支払の委託先 委託元(委託を行う側) 契約に参加する実施機関の情報> 集合契約に参加する実施機関の時報> 都道府県医師会 もし、再委任先に提出し、集約する 集約された情報(一覧表)を厚生 労働省のHP等に掲載する。 再要任 都道府県知事 委任 美生 郡市区医師会 契約 施機関(医療機関 △△町 口口村 集合契約 つの病院 〇医院 各団体 再委任 都道府県知事 再委任 委任 委任 契約 契約 口口村 △△町 市区町村 再委任 00市 集合契約 ∠(姜) (丘) ○○診療所 ※ 市町村が自ら実施機関となって行う接種の取り扱いについては、今後整理する

(2)集合契約の手順

ア 委託元 (委託を行う側) の対応

市町村は、様式3-4-1により、都道府県知事宛の委任状を作成し、提出する。

各都道府県は、市町村から提出のあった委任状をとりまとめ、全国知事会宛委任状 (様式 3-4-2)及び委任元市町村の一覧表(様式 3-4-3)を作成し提出する。

全国知事会は、市町村の代理人として、接種実施医療機関等の代理人である日本医師会(医療関係団体に所属しない医療機関等の場合は都道府県)との間で契約を締結する。

イ 接種実施の委託先(委託を受ける側)の対応

接種を実施する医療機関等は、ワクチン接種契約受付システムにより委任状を出力 し、郡市区医師会、郡市区医師会以外のとりまとめ医療関係団体(以下「とりまとめ 医療関係団体」という。)又は市町村に提出する。

【郡市区医師会を経由する場合】

郡市区医師会は、医療機関等から提出のあった委任状をとりまとめ、都道府県医師会宛委任状を作成して提出する。なお、委任元医療機関等の情報は受付システムを通じて都道府県医師会に提出される。

都道府県医師会は、郡市区医師会から提出のあった委任状をとりまとめ、日本医師会宛委任状を作成して提出する。なお、都道府県医師会単位の委任元医療機関等の情報は受付システムを通じて日本医師会に提出される。

【とりまとめ医療関係団体を経由する場合】

とりまとめ医療関係団体は、医療機関等から提出のあった委任状をとりまとめ、日本医師会宛委任状を作成して提出する。なお、委任元医療機関等の情報は受付システムを通じて日本医師会に提出される。

日本医師会は、都道府県医師会及びとりまとめ医療関係団体を経由して委任状を提出した医療機関等の代理人として、市町村の代理人である全国知事会との間で契約を締結する。

【市町村を経由する場合】

市町村は、医療機関等から提出のあった委任状をとりまとめ、都道府県宛委任状様式 3-4-4 を作成して提出する。なお、委任元医療機関等の情報は受付システムを通じて都道府県に提出される。

なお、本手引き第3章3(3)に関し、市町村が接種会場を設ける場合であって他市町村の住民の接種も受け付ける会場を一つでも設けるときは、当該市町村は、委任状を受付システムにより出力し、都道府県に提出する。

都道府県は、市町村を経由して委任状を提出した医療機関等及び(委託先としての) 市町村の代理人として、(委託元としての) 市町村の代理人である全国知事会との間で 契約を締結する。

(3)集合契約の相手方

全国の市町村の契約の相手方は、全国の接種実施医療機関等である。委任を受けた取りまとめ団体及び契約の代理人については、以下のとおり。

集合契約における接種実施医療機関等の取りまとめ団体(令和3年2月5日時点)

一般社団法人日本病院会	国立研究開発法人国立がん研究センター
一般社団法人日本私立医科大学協会	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
公益社団法人全日本病院協会	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
公益社団法人全国自治体病院協議会	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人国立病院機構	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
一般社団法人国立大学附属病院長会議	公益社団法人 日本人間ドック学会
独立行政法人労働者健康安全機構	公益財団法人 結核予防会
一般社団法人日本慢性期医療協会	一般社団法人 日本総合健診医学会
公益社団法人日本精神科病院協会	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
一般社団法人日本社会医療法人協議会	公益財団法人 予防医学事業中央会

一般社団法人日本医療法人協会	郡市区医師会
一般社団法人地域包括ケア病棟協会	都道府県医師会(※1)
日本リハビリテーション病院・施設協会	市区町村(※2)
独立行政法人地域医療機能推進機構	

- ※1 郡市区医師会からの再委任先
- ※2 上記取りまとめ団体のいずれにも所属していない接種実施医療機関等の代理人

(4)集合契約の内容

ア 契約書

集合契約では、事務の処理方法が複雑化することを避けるため、契約書は全国統一の様式 3-4-5 とする。

契約書には、基本条項部分に加え、委託元市町村一覧表の例、接種実施医療機関等一覧表の例、請求総括表の様式、個人情報取扱注意事項、単価、損害賠償の支払等が含まれる。

イ 単価

新型コロナワクチンの接種に係る費用は以下のとおりとし、全国統一とする。

費目	単価 (税抜)
1回目接種費用	2,070円
2回目接種費用	2,070円
接種を実施できなかった場合の予診費用	1,540円
6歳未満の乳幼児加算額	660円
時間外に接種又は予診のみを実施した場合の加算30	7 3 0 円
休日に接種又は予診のみを実施した場合の加算 29	2, 130円

また、集合契約に基づく接種に係る費用に加え、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種の促進のための財政支援を行うこととしている³¹。 詳細については後述の第4章6を参照すること。

なお、追加接種を含めた新型コロナワクチンの接種に係る費用については、第5章 2(3)を参照すること。

ウ 個人情報保護

新型コロナワクチンの接種に関する情報の中には、個人情報が含まれることから、 委託機関において、個人情報を適切に管理することが必要である。

^{30 「}新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について」(令和3年4月30日厚生労働省健康局健康課予防接種室、医政局総務課事務連絡)参照。なお、具体的な請求方法については「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」(令和3年6月23日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)を参照すること。

^{31 「}新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について」(令和3年5月25日厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡)参照

各自治体においても個人情報保護条例等に基づき、適切に個人情報を管理する必要があることから、今般の集合契約においても個人情報の取扱に関して、厳重な管理や目的外使用の禁止等を記載している。

エ スケジュール

新型コロナワクチンの接種に関する集合契約の、契約書の作成及び契約の締結スケジュールは以下のとおり。

集合契約関連のスケジュール 全ての市町村は、2月下旬に医療従事者を対象とした接種体制の準備を完了するため、<u>2月5日までに</u>、集合契約にかかる委任状を都道府県に提出する。 露面 実施機関 (医療機関等) 市町村 夏朝 ・赤字は重要な期限 集合契約等 (参考)関連する接種体制構築のスケジュール 医療従事者等への優先接種 委託側 (市町村) 主な日程 受託側 (医療機関等) BE NE 住民向けの接種 医療機関·医療関係団体分 自治体等コロナ対策従事者分 12月18日 接種單值案公表 自治体向け説明会 ・接種医療機関の確保(公的 医療機関、医療関係団体等と 調整) ・接接便者数の把握 (国、市町村の機関等との連 結綱整を含む) 医療関係団体との調整(接種人 数の把握、接種医療機関の確保) 契内で接種する大規模医療機関 の把握 契約書(暫定) の公表 12月下旬 1月上旬 ・被接種者数の把握(団体会員等 との連絡調整を含む) 接種実施機関受付 システムリリース 委任状提出開始 (市町村から都道府県へ提出) 委任状提出開始 1月中旬 ステムを使用) ・被接種者の名簿作成 ・受け入れ人数調整 ・被接種者の名簿作成 ・受け入れ人数調整 1月下旬 ★全市町村の委任状提 接種医療機関 2月上旬 の確保又は市町 村による接種体 制の確保 出期限(2月5日) ★医療従事者等への接種を ★都道府県の取りまとめ 行う医療機関分の委任状提出期限 全国知事会への委任元 リスト提出期限 集合契約締結 2月中旬 (2月17日) (2月10日) 2月下旬 医療従事者等を対象とした接種体制の準備完了 ★住民向けの接種を行う医療機関分の委任状提出期限 3月上旬頃

図 6 集合契約のスケジュール

オ 契約期間

契約期間については、契約締結日から当該日付が属する年度の末日まで(原則として契約は自動更新されることとする条項が契約書に存在するため、原則として一度委任状を提出すれば次年度における再度の提出は不要である。)とする。

なお、医療機関等が本契約から脱退しようとするときは、脱退しようとする日の 1 か月前までに、日本医師会(契約とりまとめ者が都道府県の場合は当該都道府県)との間で協議したうえで、脱退の意思表示を行うこと。

カ 留意事項

契約の当事者は、契約書に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実に契約を履行するとともに、実効性の高い内部通報制度を整備・運用するなど、法令を遵守する体制の整備に努めること。

5 新型コロナワクチン等の流通

(1)概要

都道府県及び市町村は割り当てられた新型コロナワクチン等について、人口や接種順位の上位となる者の数等の概数、流行状況、新型コロナワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、新型コロナワクチン等の割り当て量の調整を行う。

(2)地域担当卸の選定

新型コロナワクチンについては、限られたワクチンを医療機関等に割り当てることから、どの卸業者がどの医療機関にワクチン等を納品するか混乱が生じる可能性がある。このため、都道府県内で地域担当卸をあらかじめ選定することにより、地域ごとの新型コロナワクチンの流通を混乱無く円滑に実施する。具体的な選定の方法は、以下のとおり。

ア 日本医薬品卸売業連合会から各卸業者への意向確認(全国規模の調整)

日本医薬品卸売業連合会(以下「卸連」という。)が、卸業者から、地域(都道府県単位)ごとに新型コロナウイルスワクチンの流通を担うことについての意向を確認し、担当候補となる卸業者をとりまとめの上、結果を厚生労働省に報告する(令和2年12月25日(金)まで)。

報告を受けた厚生労働省は、都道府県に対して必要な情報を伝達する。

※1 「都道府県内の全地域で対応可」の卸業者がある都道府県では、当該卸業者を地域担当卸(候補)とする。「都道府県内の全地域で対応可」がない都道府県では、「都道府県内の一部地域のみ対応可」の社を地域担当卸(候補)とする。

イ 都道府県内の調整

- (ア) 都道府県は、上記の結果から地域担当卸の候補を確認する。
 - ① 候補が単数の場合は、当該卸を管内の地域担当卸(案)とする(ウの作業に続く)。
 - ② 候補が複数の場合は、候補の数を地域分割の必要数とする((イ)の作業に続く)。
- (イ) 都道府県は必要数(会社数)に地域を分割する。分割単位は、市町村を最小単位として、保健所等の都道府県機関の所管区域、税務署等の国機関の管区、二次医療圏等を踏まえて、地域担当卸(候補)の都道府県内の病院・診療所への配送先軒数の比率と分割地域の人口比率が近づくように地域を分割する(都道府県は、地理的要因や物流網、交通網から非合理的な分割になっていないか、離島や過疎地域が過度に偏って

いないか等を地域担当卸(候補)に確認し、地域担当卸(候補)は意見があれば書面で都道府県に回答することとし、都道府県は必要に応じて修正を行う。)。

- ※2 各都道府県の地域担当卸(候補)の病院・診療所への配送先軒数の比率については、厚生労働省が民間データから抽出し、都道府県に伝達することを予定している。
- (ウ) 都道府県は、各卸業者から分担を希望する地域について、都道府県内の病院・診療 所への配送先軒数の大きい順に聴取する。
- (エ) 都道府県は、調整の結果を踏まえ、地域と希望卸業者のリストを作成し、地域担当 卸(案)とする。

ウ 都道府県内の関係者間による最終協議

- (ア) 都道府県は、都道府県医師会、担当希望卸業者を含む3者で管内の地域担当卸(案) について協議を行う。
- (イ) 都道府県は、上記の協議結果を踏まえ、必要に応じて案を修正した上で、最終決定 を行う(各卸業者は都道府県修正案を尊重するものとする。)。
- (ウ) 都道府県は、協議結果を厚生労働省に報告する。(令和3年1月22日(金)まで)

工 補正 (令和3年2月末日)

新型コロナワクチンの接種体制については、別途、市町村が構築することとなるが、 複数の市町村で一体的に接種体制を構築する場合等、一体的に接種体制を構築してい る地域を複数の卸業者で分担することがないよう、都道府県が上記の決定内容を補正 する。

オ 地域卸業者に必要な要件

地域担当卸については、以下の要件を満たす必要がある。

(ア) 基本的要件

現在供給している新型コロナワクチン及び当該ワクチンの接種に必要な針・シリンジの保管・流通等について、平時の商流・物流とは異なる特別な対応が求められることや、それらを混乱なく速やかに医療機関等の接種会場に納品することの重要性を理解するとともに、天災等を含めた想定外の事態にも、国、都道府県、製造販売業者、医療機関等の関係者と協力して対応するなど、地域内のワクチン等の保管・流通等を一元的に担うことについて卸業者として責任を持った対応を行う意思があること。なお、ファイザー株式会社の新型コロナワクチンについては、超低温での迅速な納品が必要となるため、同社から医療機関等の接種会場に直接配送される。

必要な情報伝達、報告受付等については、クラウド上に新設するV-SYSを介して行うことを想定しており、卸業者として、指定された期日での配送その他国の指示に基づく必要な対応を適切に行えること。

担当を希望する都道府県内の医療機関とワクチンに係る取引実績があること。

担当を希望する都道府県内に物流センター又は支店を有し、トラブル等への対応ができる体制があること。

落雷、地震による停電等によりコールドチェーン体制が損なわれることがないよう、ワクチンを取り扱う全ての物流センターに自家発電装置等を備えていること。また、その他の事業継続対策(BCP対策)を整えていること。

副反応の発生時等に必要な情報を収集し、ワクチン及び針・シリンジの製造販売業者に伝達することができるとともに、医薬品医療機器等法に規定する生物由来製品の記録保管及び情報提供を適切に行えること。

その他、各社ワクチンの特性に応じた必要な要件を満たすこと。

- (イ) 各社ワクチンの取扱いに必要な要件
- モデルナ社/武田薬品工業株式会社の新型コロナワクチン
 - ① 卸業者が指定する物流倉庫に納品されたワクチンを-20℃ ±5 ℃の貯法で保管するとともに、-20℃ ±5 ℃を保った上で、指定された納入先に期日内に配送することができること。なお、ワクチンの分配・納品作業においてディープフリーザーから出すことができる時間(許容暴露時間)は $2\sim8$ ℃の条件下で計 10 分間であり、解凍は不可であること。これを厳守し、求めに応じて報告できるように必要な記録をとること。
 - ② 保冷室(2~8℃)を備え、仕分・梱包・配送等の必要な作業を当該保冷室で行うことができること。
 - ③ 品質管理、温度管理、偽造医薬品対策等の観点から、医薬品の適正流通(GDP) ガイドラインに一定レベルで適合していることを武田薬品工業株式会社又は厚生労 働省の指定する者の確認を受けていること。
 - ④ 当該ワクチンは、英語での包装・ラベル表示での輸入となるため、別途、武田薬品工業株式会社から提供される日本語の添付文書・取扱説明書をワクチン配送時に同梱・同封できること。
 - ⑤ ワクチンの接種医に対して添付文書・取扱説明書の内容・情報を提供できること。 (注) 卸業者での保管及び配送用として、データロガー付きで車載可能なディープフリーザーについて武田薬品工業株式会社から提供される(巡回配送を前提とした数)。 ディープフリーザーの代わりに-20℃の蓄冷剤及び配送用保冷ボックスを組み合わせた対応も可能であるが、ロガーによる温度管理が実施されていることが必要である。なお、急速冷凍機、-20℃の蓄冷材等の設備等は武田薬品工業株式会社からは提供されないことに留意すること。

- アストラゼネカ株式会社の新型コロナワクチン
 - ① 卸業者が指定する物流倉庫に納品されたワクチンを 2~8℃の貯法で保管するとと もに、2~8℃を保った上で、指定された納入先に期日内に配送することができること。
 - ② 保冷室(2~8℃)を備え、仕分・梱包・配送等の必要な作業を当該保冷室で行うことができること。
 - ③ 当該ワクチンは、英語での包装・ラベル表示での輸入となるため、別途、アストラゼネカ株式会社から提供される日本語の添付文書・取扱説明書をワクチン配送時に同梱・同封できること。
 - ④ ワクチンの接種医に対して添付文書・取扱説明書の内容・情報を提供できること。

(3)ワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等については、国、都道府県、市町村及び医療機関等が連携してワクチン割り当て量を決定する。

①国は都道府県の割り当て量を調整、②都道府県は市町村等の割り当て量を調整、③市町村は医療機関等の割り当て量を調整することとし、割り当てに必要な担当者、担当者連絡先、配送先住所等については、国が用意するV-SYSにより収集及び共有する。なお、V-SYSの利用方法については、V-SYS操作マニュアルを参照すること。

また、ワクチン等の割り当てについては、地域の医療関係団体等と連携して、割り当ての方針の検討及び調整を行う。

なお、医療機関以外の接種を行わない場所であっても、都道府県又は市町村が管理する場所であれば、責任医師を決めた上で、ワクチンの配送を受けることができる。このため、都道府県又は市町村は、自らが管理する場所を基本型接種施設として、連携型接種施設にワクチンの移送を行うことも想定される。

(4)超低温冷凍庫等

新たに開発が進められている新型コロナワクチンの種類によっては、品質、有効性及び安全性を保つために冷凍した状態で保管・流通することが必要であると考えられており、 医療機関等において適切に保管管理ができるよう、超低温冷凍庫等による保管を行う必要がある。

ア ファイザー社ワクチン用の超低温冷凍庫の配置

ファイザー社ワクチン用の超低温冷凍庫については、人口規模に応じて配置することとしつつ、各市町村が1台以上配置されるように国が一定量を調達し、割り当てを行う。超低温冷凍庫の実際の配置に当たっては、連日100回程度の接種が求められることを踏まえ、一定規模の病院や複数の医療機関が協力して運営する会場、巡回診療の拠点となる場所等へ配置することができるように調整を行う。配置されるまでの流れは以下のとおり。

- ① 国から各自治体に最低1台を割り当て、残りを人口規模等に応じて割り当てる。
- ② 市町村は配置先を決定し、都道府県の納入希望数を報告する。都道府県は、管内市町村及び都道府県の納入希望数を国へ報告する。
- ③ 国は配置先等の情報を冷凍庫メーカーへ伝達する。
- ④ 各自治体は、冷凍庫メーカーから超低温冷凍庫の納品を受ける。

なお、各自治体において配置の辞退があった場合等、超低温冷凍庫の割り当て量に余 剰が生じた場合は、余剰分について配置希望の募集を行う。

また、国から割り当てられた超低温冷凍庫の他に自治体が独自に購入することは差し支えない。

接種順位が上位の医療従事者等に対する接種体制を構築するにあたり、超低温冷凍 庫の配置に関する情報は重要であることから、管内の医療関係団体等の関係者と情報 共有を行うこと。

イ 超低温冷凍庫等の適正使用

超低温冷凍庫等の使用に当たっては、専用ブレーカーを備えた回路を使用するなど、 適正に使用すること。ワクチンの適切な管理を行う観点から、以下の点について留意す ること。

- 定期的に庫内の温度を確認する
- 定期的に超低温冷凍庫等のコンセントが接続されていることを確認する
- 定期的に超低温冷凍庫等の扉が開いていないか確認する(頻繁な開閉や長時間の扉 の解放は庫内温度の上昇に繋がる)
- 必要に応じて蓄冷材を併用することで庫内温度を保つ
- 万が一の電源喪失を想定し、早期発見の後、適した温度帯での保管へワクチンを退避 できるようにしておくなど、平常時から対応手順を検討する
- 保管部屋の入室管理や人の動線確認を行い、電源プラグの状態確認と脱落防止を徹 底する
- 家庭用冷蔵庫等では、霜取りのために一時的に庫内温度が上昇し2~8℃の管理温度を超える場合があることから、保管を避ける
 - 特に、夏季においては、以下の点について留意すること
- 超低温冷凍庫等の配置する部屋が高温多湿にならないよう使用環境の逸脱に留意する
- 超低温冷凍庫等は壁などから周囲の壁等から 15cm 以上の間隔を空けて配置する
- 超低温冷凍庫等の近くに熱を発する物や機器を置かない

(5)ワクチン等に付属する物品

ア ワクチンに付属する書類

新型コロナワクチンの配送時に、付属書類として、添付文書、ワクチンロットシール (接種済証・予診票貼付用)、英語/日本語ラベル読替票及び外箱開閉記録チェック票 等が配送される。

イ 生理食塩水

ファイザー社のワクチンは、接種前に希釈を行う必要がある。当該ワクチンについては、配送時に生理食塩水が配送される。

6 印刷物(接種券、予診票、案内等)の準備

(1)概要

市町村は、当該市町村における新型コロナワクチンの接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であることを確認できる「接種券」を発行し、接種の案内とともに対象者に送付する。なお接種順位が上位となる医療従事者等に対しても接種券を送付すること。

また、医療機関等において、ワクチンの接種前に問診、検温及び診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べるとともに、接種券を貼付し、費用請求を行うために「予診票」を作成する必要がある。

予診票の内容は医薬品医療機器等法に基づくいわゆる薬事承認が行われた後に確定すること及び薬事承認の内容によっては、予診票の様式が変更となる可能性があり、接種対象者個人に送付を行うことが困難であると考えられるため、原則市町村が予診票の印刷を行い、接種実施医療機関等に配布することとする。なお、接種券の送付時に同封しても差し支えない。

接種券の券面には、医療機関等において接種対象者であることが確認できるよう、必要な情報を印字する。

なお、追加接種における印刷物の準備については、本手引き第5章2(5)を参照すること。

(2)1、2回目接種に係る様式

ア概要

令和3年12月1日以降の接種券については、原則として、接種券と予診票を一体化した新しい様式(以下「接種券一体型予診票」という。)を使用することとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、従来の様式(以下「接種券(兼)接種済証」という。)の使用も認めることとする。また、時間外・休日加算を含めた接種費用の請求方法等の効率化を図る観点から、予診票の記載項目を変更することとする。その他、接種

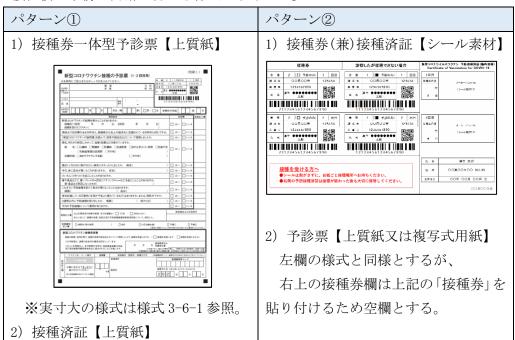
券様式の変更に伴い接種済証等の様式についても所要の変更を行う。

令和3年12月1日以降は、原則として、下記の予診票等(以下「新様式」という。)を使用することとし、同年11月30日までの予診票等(以下「旧様式」という。)32は原則使用しないこと。既に旧様式を郵送している未接種者から接種を希望する問合せ等があった場合は、予診票が変更になった旨を伝え、新様式を郵送することや、医療機関等に対し旧様式を持参した者には新様式への記入を求める33ことなどの対応に努めること。ただし、時間外・休日加算を請求しない場合は旧様式を使用しても差し支えない。また、被接種者が令和3年11月30日までの接種券を持参した場合においては、当該接種券を新様式に貼ることとして差し支えない。

なお、令和3年11月30日までは新様式を使用しないことに留意すること。

イ 接種券について

接種券については、以下の①又は②のいずれかのパターンで作成することとし、接種 及び接種後の事務が円滑に行える様式とすること。



³² 令和3年11月30日までの予診票等の様式については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する 手引き (第4.1版)」参照。

³³ 右上の接種券部分が空欄になっている予診票については、厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html) からダウンロード可能。た だし、必ず接種券を使用すること。

(ア) 予診票の様式

予診票は、以下の仕様とする。

項目	仕様	
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること	
紙質	パターン①の場合は、上質紙 55~70Kg ベースとすること	
	パターン②の場合は、上質紙又は複写式用紙とすることと	
	し、欄外の(※)を参照すること	
その他	パターン①の場合は、原則として、住所、氏名、生年月日、	
	性別、接種履歴欄に、被接種者の情報を印字すること	
	パターン②の場合は、接種券の貼付け枠を設けること	
	(縦 33.0~35.0mm×横 63.0mm の接種券の収まるサイズ)	

厚生労働省のホームページから予診票をダウンロードして印刷する際は、印刷画面で「カスタム倍率」を選択し、倍率を 100%として印刷を行うこと。

- ※パターン①の場合、複写式用紙は、各都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)における請求支払事務に当たり、OCRで読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則使用しないこと。特段の理由があり、複写式用紙により作成する場合は、以下の2点を遵守し、上記のパターン②の様式で作成すること。
 - (i) 1 枚目の紙厚は、ノーカーボン紙(感圧紙) N 6 0 (コピー用紙と同等、0.08mm、55~70Kg ベース) とすること。
 - (ii) 記載事項の明瞭さを考慮して、1枚目を国保連提出用とすること。
- ※予診票に色紙を使用したり、接種券の一部を着色したりする場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

(イ)接種券の様式

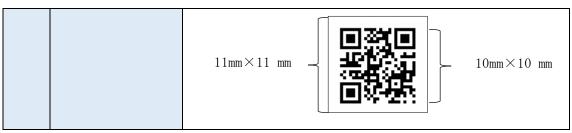
接種券の様式

項目	仕様	
サイズ	接種券 1 枚当たり:縦33.0~35.0mm×横63.0mm	
紙質	(パターン②の場合) 上質紙 52~55Kg ベース	
糊加工	(パターン②の場合) 普通粘着以上の糊	
必要枚数	・1回目、2回目の接種を想定するため計2枚	
	・(パターン②の場合)「予診のみ」の場合に利用する券を計2枚	
その他	・OCR の読取りに影響のない用紙であること	
	・(パターン②の場合)接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を入	
	れるなどの加工をすること	

- ※ (パターン②の場合)上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することは差し 支えない。
- ※接種券の一部を着色する場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を 与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

接種券の印字内容

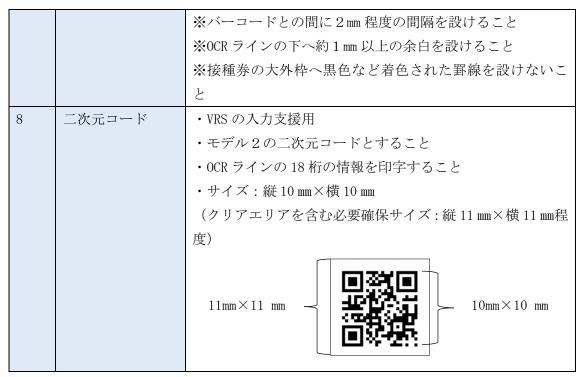
No	印字項目	備考	
1	券種	「2」とし、破線で区切り「(□予診のみ)」と印字すること	
2	接種回数	「1回目」「2回目」とし、数字と文字の間を破線で区切るこ	
		と	
3	請求先	・市町村名(都道府県名+市町村名)	
		・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード 6 桁)	
		※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意され	
		たい	
		※掲載 URL	
		https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html	
4	券番号	・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め)	
		・市町村において一意となる管理番号とすること	
5	被接種者氏名	・20 文字	
		※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを	
		変更することは差し支えない	
6	被接種情報登録用	・市町村システム入力支援用	
	バーコード	• NW-7 規格	
	(任意記載事項)	・サイズ:縦5.6mm×横37.21mm程度	
		VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない	
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用	
		・券種 (1桁) +回数 (1桁) +市町村コード(6桁)+ 券番号	
		(10 桁 <u>・固定値</u>)	
		※バーコードとの間に 2 mm 程度の間隔を設けること	
		※OCR ラインの下へ約1 mm 以上の余白を設けること	
		※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと	
8	二次元コード	・VRS の入力支援用	
		・モデル2の二次元コードとすること	
		・0CR ラインの 18 桁の情報を印字すること	
		・サイズ:縦10 mm×横10 mm	
		(クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦11 mm×11 mm程度)	



- ※数字部分の文字フォントとサイズ: OCRB 9pt
- ※枠内の文字の上下と罫線の間に 1 mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。
- ※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連及び医療機関等でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りのないよう留意すること。
- ※パターン①の場合は、パターン②のシール貼付位置と同じ位置になるよう、枠の左上に寄せて接種券を印字すること。

接種券(予診のみ)の印字内容:パターン②の場合

No	印字項目	備考	
1	券 種	「1」とし、破線で区切り「(■予診のみ)」と印字すること	
		※マーキング欄は、予め黒塗りした状態とすること	
2	予診回数	「1回目」「2回目」とし、数字と文字の間を破線で区切るこ	
		と	
3	請求先	・市町村名(都道府県名+市町村名)	
		・市町村 No (総務省全国地方公共団体コード 6 桁)	
		※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意さ	
		れたい	
		※掲載 URL	
		https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html	
4	券番号	・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め)	
		・市町村において一意となる管理番号とすること	
5	被接種者氏名	・20 文字	
		※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォント	
		を変更することは差し支えない	
6	被接種情報登録用	・市町村システム入力支援用	
	バーコード	・NW-7 規格	
	(任意記載事項)	・サイズ:縦5.6mm×横37.21mm程度	
		VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない	
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用	
		・券種(1桁)+回数(1桁)+市町村コード(6桁)+券番	
		号(10 桁 <u>•固定値</u>)	



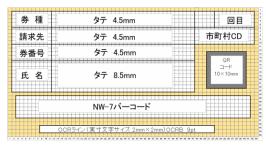
- ※数字部分の文字フォントとサイズ: OCRB 9pt
- ※枠内の文字の上下と罫線の間に1mm程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。
- ※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りのないよう留意すること。

(参考)接種券、接種券(予診のみ)及び接種済証の印刷レイアウト (パターン① 右上の接種券様式)

券種	2 (口 予診のみ)	1	回目
請求先	〇〇県〇〇市 123456		
券 番 号	1234567890		
氏 名	厚生 ●●●●●●●● ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆		
211234561234567890			

※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと。

(参考) 寸法図



(パターン②様式イメージ)



※接種券、予診のみ券、接種済証の配置は変更しないこと。

※自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に接種券番号など、任意の記載事項を印字することも考えられる。

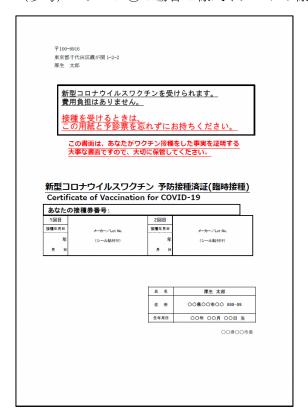
ウ 接種済証

接種済証の様式:パターン①の場合

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※宛名送付台紙と兼ねる様式とすること(任意)
紙質	上質紙 55~70Kg ベース
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を1枚

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、様式のサイズ、紙質等は適宜変更して差し支えない。

(参考) パターン①の場合の様式イメージ:様式3-6-2



接種済証の様式:パターン②の場合

項目	仕様	
サイズ	縦 99.0~105.0mm×横 63.0mm ※タイトル部分は除く	
紙質	上質紙 52~55Kg ベース	
糊加工	普通粘着以上の糊	
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を1枚	
その他	最上部の表題、1、2回目記載欄及び被接種者等情報欄はそれぞ	
	れ切り離すことができないようにすること(ミシン目は不要)	

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、接種済証部分のレイアウトは適宜変 更して差し支えない。

接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	1回目、2回目 → 計1枚
		※新規に接種済証の様式を発行する場合は、1、2回目
		及び追加接種分の枠をまとめて印字することも考え
		られる

2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー/Lot No.	医療機関等でワクチンシール (Lot No) を貼付するた
		め、記入領域を設けること
4	被接種者氏名	20 文字
		※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフ
		ォントを変更することは差し支えない
5	被接種者住所	住民票に記載されている住所を印字すること
6	被接種者生年月日	被接種者の生年月日を印字すること
7	首長名	「都道府県名+市町村長名」を記載(首長の個人名は印
		字しないことも可能)

工 接種記録書

接種記録書の様式

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
その他	・氏名、住所、生年月日、券番号は被接種者本人に手書きで記載
	させること

※氏名等の偽装等の防止のため、発行時に、氏名等の記載を接種券等と照合すること。

(参考) 接種記録書のイメージ: 様式 3-6-3



※「新型コロナワクチンの接種を受けた方へ」の記載内容については、適宜変更して差

し支えない。

接種記録書の印字内容

No	印字項目	備考	
1	接種回数	○回目 (回数部分を追記できるように、1 文字分空白を	
		開けておくこと	
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること	
3	メーカー	医療機関等で記入及びワクチンシール(Lot No.)を貼	
	/Lot No.	付するため、記入領域を設けること	
4	接種会場	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること	
5	被接種者氏名	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領	
		域を設けること	
6	被接種者住所	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領	
		域を設けること	
7	被接種者生年月日	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領	
		域を設けること	
8	券番号	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領	
		域を設けること	

(3)接種券等の印刷及び封入封緘について

接種券等については、住民基本台帳に記載されている者のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者個人ごとに市町村が送付することとなるが、すべての接種対象者の接種券等について全国一斉に印刷及び封入封緘(以下「印刷等」という。)を行った場合、印刷等の処理が逼迫し、地域ごとに印刷等の時期に差ができるおそれがある。このため、接種順位等の発送区分ごとにデータ抽出の基準日を設定し、段階的に接種券等の印刷等を行うこととする。

一方、データ抽出の基準日同士が近い等の理由により、複数の発送区分の印刷等のスケジュールが重複する場合は同時に印刷等を行って差し支えない。この際、発送区分ごとに発送を行うことができるように、接種券等を発送区分ごとに保管すること。接種券等を一定期間保管する必要がある場合は、鍵付きの倉庫等に保管することとし、個人情報の紛失等が起こらないように留意するとともに、高温多湿の環境に保存せず、冷暗所に保存すること。

また、各発送区分のデータ抽出の基準日から発送期間の末日までの間に転入等の事由 により住民基本台帳に新たに記載された者であって、当該区分に該当する者のうち、接種 券等を送付していない者について、追って接種券等の印刷等を行う。 各発送区分の発送期間の末日より後に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者については、接種対象者又は代理人からの申請に基づき印刷等を行う。

なお、1、2回目接種において接種順位が上位の医療従事者等に対する接種を行う際には、接種券を用いないため、接種券等の印刷等にあたり医療従事者等を把握する必要はない。

具体的な発送区分のごとの印刷時期等は以下のとおり。

	発送区分	印刷期間	データ抽出の基準
	(令和4年3月31日		日
	時点での満年齢に基づ		
	<)		
1	75 歳以上(昭和 22 年	令和3年4月16日までを目途	令和3年1月1日
	4月1日以前に生まれた	※4で想定される発送期間を見	
	方)	ながら、可能な限り早期に印刷を	
		開始すること	
2	65 歳以上 75 歳未満	令和3年4月16日までを目途	令和3年1月1日
	(昭和22年4月2日~	※4の想定される発送期間を見	
	昭和32年4月1日生ま	ながら、可能な限り早期に印刷を	
	れ)	開始すること	
3	それ以外の者	令和3年5月31日までを目途	令和3年4月1日
	※60歳∼64歳、50∼		
	59 歳、40~49 歳、30~		
	39 歳、20~29 歳、13 歳		
	~19 歳の区分で印刷し		
	ておく。		

※ 令和3年度中に12歳となる者については、誕生月ごとなど、新たに接種対象となった 者に対して自治体の発送頻度に沿ったきめ細かな発送を行うこと。

なお、12 歳未満の者に対する接種券の発送は、現時点で承認されたワクチンがなく、 予防接種法に基づく接種の対象とされていないことから未定である。

(4)接種券の段階的な発送について

接種券等については、発送区分ごとに発送することとする。

データ抽出の基準日から発送を行うまでの間に住民基本台帳から消除された者について、各自治体において、可能な範囲で抜き取り処理を行うこと。なお、医療従事者等について、接種券等の発送の対象から除く必要はない。

発送を行った後に郵便物が宛先不明等の理由で返戻となった場合に、市町村において 調査を行い再度発送する必要はない³⁴。

また、各発送区分のデータ抽出の基準日から発送期間の末日までの間に転入等の事由 により住民基本台帳に新たに記載された者であって、当該区分に該当する者のうち、接種 券等を送付していない者について、すみやかに発送を行う。

各発送区分の発送期間の末日より後に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者については、接種対象者又は代理人からの申請に基づき発送を行う。この際、窓口において交付することも差し支えない。発送等に当たって、当該接種対象者が、接種券を既に持っている場合は、可能な限り回収することとする。既に接種を受けている場合は、接種券及び予診のみ券を台紙からはがし、接種済証は接種対象者へ返却することとし、接種を受けていない場合は台紙ごと回収すること。

具体的な発送区分ごとに想定される発送期間は以下のとおり。発送にあたっては、郵便 事業者等と持ち込み日時等について予め相談すること³⁵。なお、今後の状況により、変更 することがある。

※ 発送は、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、年齢階層別、地域別、あいうえお順などで段階的に送付するなど、それぞれの自治体の実情に合わせた順番や時期とすることができる。ただし、分けて行う場合、第2章の3に記載の接種開始時期の見込み等に留意し、住民票所在地外の医療機関や高齢者施設等での接種に支障が生じないよう、こうした施設に入院・入所している住民等に予め接種券が届く必要があることに十分に配慮願いたい。

	発送区分	想定される発送期間
1	75 歳以上	標準的には令和3年4月23日頃まで
2	65 歳以上 75 歳未満	標準的には令和3年4月23日頃まで
3	それ以外の者	標準的には令和3年6月中旬に接種券を送付で
		きるよう、準備を進める。その上で、接種券を受
		け取った住民が混乱することがないよう、接種体
		制や高齢者への接種状況を確認しつつ実際の送付
		時期を決定する。
		その際、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念
		される等の理由により、年齢階層別に高い年齢か
		ら、時期をずらして段階的に送付することや、そ
		れぞれの自治体の実情に合わせて地域別、あいう

³⁴ 接種券等が宛先人不明として返戻され未達となった外国人については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券の送付に際して宛先人不明で返戻された外国人の住所等の情報提供について(依頼)」(令和3年7月1日出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)を参照し、「未達外国人リスト」の送付や接種券等の再送を行うこと。

66

^{35 「}新型コロナウイルス感染症に係る予防接種業務に係る郵便局との調整等について」(令和3年6月18日厚生労働省 健康局健康課予防接種室事務連絡)参照

えお順などで、接種券を送付することも差し支え ない。

なお、接種券の発送を段階的に行うことにより、

- ・市町村が特設会場を設ける場合や職域接種など で広く接種を募った場合に接種券が送付されて いない方が接種できないことがありうること、
- ・グループ別にそれぞれ先行予約期間を設けることで全体として接種期間が長くかかる可能性があることなど

も考慮した上で、地域の実情に応じ住民にとって最も円滑かつ迅速にワクチン接種ができる方策を検討すること。

また、高齢者の予約状況や接種状況を踏まえ、 自治体の判断により、高齢者の次の接種順位の者 (基礎疾患を有する者等)への接種は順次進める こととするため、令和3年6月中旬より前であっ ても、適切な時期に接種券を届けること。

なお、発送物の一覧は以下のとおり

通知物	仕様
【送付物】	・封筒
	原則として、以下の仕様とする。ただし、既存の封筒で対応する場合は、仕
	様は問わない。
仕様:235mm×120mm(長形3号)、内叺、窓付き、アラビアインサ	
使用材料: 晒クラフト 80g 又は 70g	
	印刷:裏表面2色、内面1色
	窓仕様:1つ窓、セロファン素材
	・同封物
	1) (接種券の様式を6(2)ア(イ)のパターン①とする場合)
	以下のア、イ各1枚
	ア 接種券一体型予診票
	イ 接種済証(宛名送付状を一体とすることも可。)
	(接種券の様式を6(2)ア(イ)のパターン②とする場合)
	以下のア〜エが一体となった送付用紙1枚

- ※ 三つ折りもしくは、接種券の仕様およびサイズを保った様式で印
 - 刷・封入すること。
 - ア 宛名送付状
 - イ 予防接種券2回分
 - ウ 予診のみ券2回分
 - エ 予防接種済証
- 2) 事業案内 1 枚 ※厚生労働省 参考様式(A4 版)
 - ※ 配達完了までに第三者が内容を閲覧できない状態とすること (記載内容が透けないよう配慮すること。)
 - ※ 厚生労働省 参考様式はパワーポイントの様式で提供しており、市 町村において適宜加工して差し支えない。
 - ※ このほか必要に応じ、市町村からの案内を若干枚同封することは差 し支えない。
- ※ 接種の対象者が成年被後見人や被保佐人、被補助人(以下「成年被後見人等」という。) で、本人による接種券の受け取りが困難な場合は、接種券の送付先を成年後見人や保佐 人、補助人、任意後見人(以下「成年後見人等」という。)に設定することが可能であ る。送付先変更の依頼が成年後見人等からあった際は、成年後見登記制度に基づく登記 事項証明書(の写し)等により、成年後見人等と接種の対象者との関係、成年後見人等 の送付先住所の確認を行うことが望ましい。

また、現状、成年被後見人等に対する各種通知文書を成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合は、関係部局で連携の上、接種券についても同様に成年後見人等に送付することを検討すること。

- ※ 令和3年11月30日までの発送物の一覧は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防 接種の実施に関する手引き(第4.1版)」を参照すること。
- (5) 1、2回目接種における接種順位が上位の医療従事者等に係る接種券付き予診票の印刷 都道府県、市町村、医療関係団体等は、1、2回目接種における接種順位が上位の医療 従事者等のうち、接種を希望する者に対して、V-SYSを用いて接種券付き予診票を発 行する。基本型接種施設及び連携型接種施設の医療従事者等に関しては、当該施設におい て印刷することとする。
 - ア 都道府県における接種券付き予診票の印刷

都道府県は、管内の国の機関の職員、(自衛隊や検疫所職員等)、都道府県の職員(保健所職員等)及び医療関係団体に属さない医療機関の医療従事者等の接種予定者リストを作成し、V-SYSを用いて接種券付き予診票を発行する。具体的には、予め対象となる機関等が都道府県に対し、「医療従事者等優先接種予定者リスト」(医療従事者等

と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式。以下「リスト」という)を提出する。なお、 リストを作成するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 同一の者が複数のリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること。
- 従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること(万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障を きたすことになるため注意が必要)。

都道府県は、機関等から提出されたリストに基づき「接種券付き予診票」を1人に つき2枚発行する。

機関等は、接種前日までに、都道府県から発行された「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

なお、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に 基づくということに留意すること。

イ 市町村等における接種券付き予診票の印刷

市町村は、市町村職員(救急隊員等)の接種予定者リストを作成し、V-SYSを用いて接種券付き予診票を発行する。具体的には、「医療従事者等優先接種予定者リスト」 (医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式 (様式 3-6-5)。以下「リスト」という)を作成する。なお、リストを作成するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 同一の者が複数のリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定 していないかを確認すること。
- 従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること(万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきたすことになるため注意が必要)。

市町村は、作成したリストに基づき「接種券付き予診票」を1人につき2枚発行する。 市町村は、接種前日までに、発行した「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。

なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市 町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があるこ と。

なお、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に 基づくということに留意すること。

ウ 新たに医療従事者等になった者等の取扱い

最初の接種券付き予診票の発行後に、新規採用等により新たに医療従事者等になった者や転居等により接種券情報に変更があった者については、随時、接種券付き予診票

の発行を行うことができるため、以下のような対応が可能である。随時発行を行うこと が難しい場合には、令和3年4月以降に締切を設け、発行を行うことも想定される。

- 新たに医療従事者等に該当する者に対しては、採用した医療機関等において、入職後に接種券付き予診票を発行することができる。なお、近日中に医療従事者等として勤務することが確実な場合は、勤務先の医療機関等が接種の機会を設けることも可能である。
- 接種券付き予診票の発行を受けた者について、住民票の記載内容に変更を伴う転居等により、接種券情報に変更が発生した場合は、転居等の後に再発行を受けること。接種時に、この場合、1回目接種を受ける前に転居等をした場合は、元々発行を受けた接種券付き予診票は破棄し、新たに発行を受けた接種券付き予診票を用いること。また、1回目の接種を受けた後に再発行を受けた場合は、元々発行を受けた接種券付き予診票の2回目分と、再発行を受けた接種券付き予診票の1回目分を破棄すること。
- 医療従事者等に対する優先接種については、原則として、在職中に2回接種を受け、 一定期間勤務できると見込まれる者を対象とするが、1回目の接種後に退職や転勤 等により医療従事者等に該当しなくなった者については、元の勤務先又は転勤先に おいて、接種の機会を確保するように努める。
- 医療従事者等に対する優先接種の開始後に、新たに医療従者等に該当する者については、勤務する施設又は勤務する施設が確保した接種場所で接種を受ける。転勤等により勤務場所に変更がある者については、転勤前後に勤務するいずれかの施設で接種を受けることになるが、例えば、転勤後の施設で2回目の接種を行う機会を確保する等により接種を受ける機会が失われないようにする。

また、医療従事者等が自分の接種順位でない段階で医療従事者等として優先接種を受ける場合には、接種券付き予診票を用いて勤務する施設又は勤務する施設が確保した接種場所³⁶、年齢等の自分の接種順位の段階で接種を受ける場合には、市町村から送付される接種券を用いて、勤務する施設又は住所地内の接種場所で接種を受ける。

エ 接種券付き予診票の取扱いの終了及び接種券による接種への切替えについて37

V-SYSを用いた医療従事者等に係る接種券付き予診票については、全国知事会のホームページで医療従事者等向け優先接種が完了と公表された令和3年7月23日から順次、接種券による接種に切り替えること。同日以後も既に印刷済みの接種券付き予診票を用いることは差し支えないが、迅速な接種記録把握の観点から、業務に支障のな

³⁶ 住民票所在地の市町村から接種券が届いた後には、自施設で接種する場合や、接種を受ける者が医療従事者等に該当することを接種を行う医療機関において明確に確認できる場合は、市町村から届いた接種券を用いて接種を受けることは差し支えない。

³⁷ 詳細については、「医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱いの終了及びV-SYSへの接種 実績の登録等」(令和3年7月21日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)を参照

い範囲で接種券への切り替えを順次行うこと。なお、V-SYSの接種券付き予診票に係る発行機能については既に終了している。

(6)1、2回目接種における高齢者施設等の従事者に係る証明書等の印刷

高齢者施設等の従事者(居宅サービス事業所等の従事者及び訪問系サービス事業所等の従事者を含む。)が1、2回目接種を受けるに当たっては、接種順位の上位であることを証明する書類等を医療機関等で提示することが必要である。そのため、高齢者施設等は、接種を希望する高齢者施設等の従事者に対し、接種順位の上位である高齢者施設等の従事者であることの「証明書」を当該従事者に発行する(様式 3-6-4)。

なお、居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等がその従事者に「証明書」を発行する際は、市町村に登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する職員に対して発行すること、「証明書」を発行して優先接種の対象とした職員について、名簿等の作成により対象者の管理を行うことが必要となる。

接種を希望する高齢者施設等の従事者は、住民票所在地の市町村の実施手順に従い、住 民票所在地から送付された接種券とともに「証明書」を接種実施医療機関等に提示する。 高齢者施設等が発行した「証明書」は、第1回及び第2回ともに使用するものであり、接 種実施医療機関では回収されない。

また、高齢者施設の従事者(居宅サービス事業所等の従事者を含む。)が、接種順位の 特例に該当し、接種を受けることを希望する場合、市町村は高齢者施設からの申請に基づ き接種券付き予診票を発行する。

具体的には、高齢者施設は、予め高齢者施設が所在する市町村に対し、リストを提出する。なお、リストを作成するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 同一の者が複数の高齢者施設においてリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること(特に、医療従事者等の範囲に含まれる場合は注意が必要)。
- 従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること(万が一、誤記載があった場合には、 予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきた すことになるため注意が必要)。

市町村は、高齢者施設から提出されたリストに基づき「接種券付き予診票」を1人につき2枚発行する。

高齢者施設は、接種前日までに、市町村から発行された「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

なお、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が必ずしも叶わないことに留意すること。

また、V-SYSを用いた高齢者施設等の従事者に係る接種券付き予診票の発行については、令和3年7月30日から順次、接種券による接種に切り替えること³⁰。同日以後も既に印刷済みの接種券付き予診票を用いることは差し支えないが、迅速な接種記録把握の観点から、業務に支障のない範囲で接種券への切り替えを順次行うこと。なお、V-SYSの接種券付き予診票に係る発行機能については既に終了している。

(7)予診票の印刷に係る準備

予診票について、医薬品医療機器等法に基づくいわゆる薬事承認が行われた後に確定するため、新型コロナワクチンの薬事承認後から実際の接種までの準備期間が短いことが想定される。このため、予診票の内容が確定した段階で速やかに印刷を行うことができるようにあらかじめ準備を行うこととする。

具体的には、各自治体において、令和3年2月下旬から印刷を行うことができるよう、 65 歳以上の者の接種に必要な予診票の枚数を算定し、庁内で印刷を行うか、外部委託に よる印刷を行うか検討する。必要枚数の算定にあたっては、書き損じ等を含めて枚数を算 定すること。また、複数市町村で接種体制を構築する場合は、自地域内の医療機関等にお いて必要な枚数を算定し、印刷を行うこと。

庁内において印刷を行う場合、まず、印刷用紙の確保及び印刷機材の確認を行う。

印刷用紙の確保にあたっては、一般的に発注から納品まで一定の期間を要することから、納品期日を確認し余裕を持って発注を行うこと。なお、分割して発注することも差し支えない。

印刷機材の確認にあたっては、庁内共同の高速印刷機等、使用可能な機材を確認し、暫 定の様式などで、問題なく印刷できることを確認する。また、印刷に係る期間を算定する とともに、機材使用について他業務との事前調整を行う。

予診票の印刷の全部又は一部を外部委託する場合、既存の単価契約等で対応可能かどうか契約担当課等に確認を行い、新規に契約が必要な場合は契約担当課等と協力し、迅速に契約を行う。また、外部委託を行う場合は、納品スケジュールの確認、校正期限の確認を行い、接種に十分に間に合うように段取りを行う。納品スケジュール、校正期限の調整の結果、予診票を接種に使うタイミングが合わない場合は、当面の間庁内で印刷を行うことについても検討を行う。

高齢者以外の者に係る予診票の印刷については、接種状況等を勘案して順次印刷を行うこととして差し支えないが、印刷用紙の購入や外部委託を行うに当たって、年度当初の調達が困難な場合も想定されることから、契約担当課等と連携し、予診票が不足しないよう令和2年度中に印刷用紙の購入や事前に印刷等を行っておくこと。

なお、高齢者以外の者に係る予診票の印刷に当たっては、ワクチンの追加等により様式 が変更となる可能性があることに留意すること。

(8)予診票の配付

市町村は、接種券の発送時期に合わせて、接種実施医療機関等に予診票を配布することとする。配布に当たっては、医療機関等の接種希望量やワクチン割り当て量等を勘案して配布数を決定することとし、事前に医療関係団体等と協議を行い、配布方法を決定しておくこと。配布に当たって、サテライト型施設への予診票の配布は、基本接種型施設からワクチンを配送する際に基本接種型施設から配布するものとする。

また、医療機関等において予診票の在庫が少なくなった場合の対応についても事前に 決定し周知しておくこと。配布方法は、医療機関等に郵送、宅配便を利用した輸送の他、 直接配布すること等が考えられる。

なお、接種券等の発送スケジュールに影響を及ぼさない範囲で接種対象者個人へ送付することは差し支えない。

7 費用請求支払

(1)概要

今般の新型コロナワクチンの接種に係る費用については、原則住民票所在地の医療機関等で接種を行うことから、医療機関等が直接市町村へ請求するものとする。

一方、やむを得ない事情により、住民票所在地の市町村で接種を受けることが困難な者も一定数いることから、限られた期間で効率的に全国統一の集合契約の仕組みを構築する必要があること、全ての市町村と既存の請求支払・決済に関するシステム構築がされていること、同様の先行事例があり導入に要するシステム等の準備が比較的短期間で整うことが期待されること等の理由から、住民票所在地以外の医療機関等で接種を行った分の請求支払について、国保連及び国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)を代行機関とすることとしている。市町村と国保連との間の契約について、事務処理の煩雑化を防ぐために、原則集合契約の形で行うこととする。なお、接種実施医療機関等と代行機関との間で新たに契約を締結する必要はない。

また、広域での接種体制を構築している場合等に、住民票所在地外の医療機関等で接種を行った場合に住民票所在地の市町村又は当該市町村が指定する場所等へ直接費用請求を行うように事前に取り決め等を行っていた場合は、その取り決めに従うこと。

(2)集合契約の手順

市町村と国保連との間の契約について、事務の繁雑化を防ぐため、所在地都道府県に本契約に係る権限を委任する。具体的には、市町村は、様式 3-7-1 により、都道府県知事宛の委任状を作成し、提出する。

各都道府県は、市町村から提出のあった委任状をとりまとめ、当該都道府県の国保連と委託契約を締結する。

(3)集合契約の内容

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る委託契約(案)及び変更契約書(案)並びに別紙の委託元一覧表については、様式3-7-2、様式3-7-3のとおりである。

各都道府県と当該都道府県の国保連との契約に使用されたい。

(4)契約に関する留意事項

委託契約(案)第3条の委託事務手数料については、300円(税込み)を上限に、契約者間で決定すること。なお、委託事務手数料は必要に応じて価格改定を行う可能性がある。 委託契約(案)第13条の委託期間について、委託契約期間が1か月未満の場合は、翌年度の契約について、契約日までに契約者間で協議した上で決定しておくこと。

8 住民への情報提供

市町村及び都道府県は、広報誌、ホームページ、電話相談等により、住民が適切に情報を得ることができるように情報提供体制を整備すること。

なお、住民に身近な市町村が接種事務を実施することから、接種手続等の一般相談対応については市町村が担い、広域的視点から専門的相談対応は都道府県に担っていただくことを想定しているが、都道府県が市町村と連携・調整し、地域の実情に合わせて情報提供体制を構築して差し支えない。

(1)基礎疾患を有する者

基礎疾患を有する者については、普段から基礎疾患を有する者の診療を行っているかかりつけ医等において、接種の意向等を確認、接種の相談を行うことが想定されることから、基礎疾患を有する者の先行予約の開始に当たっては、広報誌やホームページなどに加え、医師会等の関係機関と連携して、医療機関へ周知し、かかりつけ医等を通じて基礎疾患を有する者に速やかにワクチン接種の先行予約等に関する情報提供を行うことができるようにすること。

(2)障害者等

障害者等については電話により相談することが困難な場合もあることから、コールセンター等の相談窓口では、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず説明する他、電話以外にも、FAXやメール等による相談対応が可能となるよう検討を行うこと。また、新型コロナワクチンに関する情報周知に関して、郵便物の内容及び発信元を点字や拡大文字での

表記を検討する、自治体ホームページ等において、視覚障害者向けテキストデータや聴覚 障害者向け字幕映像の提供等についても検討すること。

障害者が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるに当たっては、障害特性への配慮が必要であるほか、公的な福祉サービスによる支援が必要な場合などもあることから、必要な段取り等に要する期間も考慮の上、接種の意向や接種する場合の段取り等について、かかりつけ医等と相談しておくことが必要である。

このため、市町村等おいては、接種対象者が接種可能となった段階で速やかに接種を受けられるようにするため、接種を行う場合の準備をあらかじめ進められるよう、障害者とかかりつけ医等が早めに相談することについて、関係団体等の協力も得ながら、周知を行うこと。

また、障害者に新型コロナワクチンを接種できるかかりつけ医等がない場合については、必要に応じ、市町村等において医師会等の関係団体と連携のもと、実施可能な医療機関や市町村が設ける会場等を紹介するなどの対応を行うこと。

高齢者である障害者、基礎疾患を有する障害者や基礎疾患を有しない障害者いずれの 場合にあっても、それぞれの接種可能段階において円滑かつ迅速に接種が可能となるよ う、市町村等においてはきめ細かな相談や接種時等の障害特性に考慮した対応など合理 的な配慮を行うこと。

なお、市町村等における障害者からの相談に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」(令和3年3月3日厚生労働省健康局健康課予防接種室、社会、援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)等も参考としつつ、障害者が必要な情報を得ることができるよう、適切な対応を行うこと。

(3)ホームレス等

(3) ホームレス寺 居住が安定]

居住が安定していないいわゆるホームレスや事実上ネットカフェに寝泊まりしている者(以下「ホームレス等」という。)については、定まった住居を持たないこと等を理由に周知が行き届かない場合があることから、域内におけるホームレス等の生活実態を踏まえ、必要に応じて、下記の観点からホームレス等への周知等を図り、希望する方への接種機会を確保すること³⁸。

・生活困窮者自立支援制度主管部局において、巡回相談時等の機会を捉えて、ホームレス 等の起居場所等を訪ねて周知を行う、住居喪失者等が相談窓口に来所した際に周知を 行う。その際、ホームレス等が接種を希望する場合には、起居場所等の市町村の窓口に 相談するよう、あわせて案内する。

³⁸ ホームレス等の本人確認方法等については、「ホームレス等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種機会の確保について」(令和3年7月9日厚生労働省健康局健康課予防接種室、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)を参照すること。

- ・ホームレス等に対し、必要に応じて、ホームレス支援団体等とも連携して、新型コロナ 予防接種に係る所要の手続の援助を行う。
- ・新型コロナ予防接種に係るホームレス等に対する周知においては、各自治体が作成す る資料(広報誌等)や、接種券に同封する事業案内等を活用する。

(4)在留外国人

在留外国人は、使用言語の違い等から周知が行き届かない場合があるため、域内の外国人の居住実態を踏まえ、必要に応じて支援団体等と協力し、下記の点について周知を図り、接種を希望する者の接種の機会を確保すること。

ア 帰国困難者について39

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の規定により本邦に滞在することができる外国人のうち、住民基本台帳に記録されていない3か月以下の在留期間が決定された者及び「短期滞在」の在留資格で在留している者の中には、コロナ禍において国際的な往来が規制され、本国に帰国できない等、やむを得ない事情により、3か月以上本邦に在留する方(以下「帰国困難者」という。)がいる。これら帰国困難者は、居住する市町村において、ワクチンの接種を受けることが可能である。この場合、市町村は旅券等により本人確認を行うほか、当該市町村の域内での居住の確認は次のとおり対応するものとする。

- ・市町村の窓口での居住の確認に資するため、出入国在留管理庁から帰国困難者に対し、新型コロナワクチンの接種を希望する場合は居住する市町村の窓口に申し出るよう案内するはがきを令和3年10月に郵送した。あわせて、同庁から市町村(在留関連事務主管部(局))に対し、情報連携端末のメール機能を用いて当該市町村の区域内に郵送された同はがきの宛先一覧を送付した。
- ・帰国困難者の居住の確認については、同はがきや、はがきの宛先一覧の情報を適宜 活用すること。なお、居住地が不明等の理由により同はがきが送付されない帰国困 難者もいるところ、同はがきに代えて、公共料金の支払い証明書などにより居住の 確認を行うことも可とすること。
- イ 退去強制手続中の者(在宅調査中の者)について

退去強制手続中の者(在宅調査中の者)についても、上記帰国困難者と同様に、公 共料金の支払い証明書などにより居住の確認を行うこと。

^{39 「}入管法の規定により本邦に在留することができる外国人で「短期滞在」等の在留資格を有する方への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」(令和3年9月10日厚生労働省健康局健康課予防接種室、出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室事務連絡)

ウ 仮放免中の者について40

仮放免中の者については、仮放免許可書や仮放免中の者に関する各地域の出入国在 留管理局からの通知により居住の確認を行うこと。

⁴⁰ 「入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する新型コロナウイルス感染症に 係る予防接種について」(令和3年3月31日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)